

建設の安全

10

建設業労働災害防止協会

- (株)熊谷組四国支店にCOHSMS評価証を交付!!
- わが社の安全 現場におけるリスクアセスメント砂防事業の震災復興
- 安全衛生保護具・機器コーナー 電動工具を安全に使用するために
- 建設工事の 安全衛生基礎講座 石綿(アスベスト)の基礎知識 - (その2・最終回) -



信頼と実績の理研計器

小さいけれど、大きな安心

大好評のマルチガスモニターシリーズ

ポンプ内蔵のハンディサイズ

パーソナルマルチガスモニター

GX-2003



手の平サイズで高性能
ポータブルマルチガスモニター

GX-2001



据付工事なしで最大240時間測定

トランスポータブルマルチガスモニター

GX-3000

O₂ • CO • CH₄ or HC • H₂S

— 安全の心を伝える理研 —

東証 1 部上場



理研計器株式会社

本社 〒174-8744

東京都板橋区小豆沢2-7-6 TEL(03)3966-1111(営業本部)

札幌 (011)733-7505 / 仙台 (022)261-1666 / 鶴岡 (0235)28-3156 / 宇都宮 (028)684-1181 / 水戸 (029)248-6151 / 埼玉 (048)548-8711

千葉 (043)214-3565 / 神奈川 (044)355-8631 / 厚木 (0463)92-6971 / 新潟 (025)247-0400 / 浜松 (053)437-9421 / 名古屋 (052)411-3636

四日市 (0593)33-7221 / 金沢 (076)226-8247 / 大阪 (06)6350-5871 / 神戸 (078)261-3031 / 水島 (086)446-2702 / 四国 (089)37-3775

広島 (082)875-4151 / 徳山 (0834)28-6144 / 福岡 (092)691-6372 / 熊本 (096)373-1230 / 大分 (097)523-3811

URL <http://www.rikenkeiki.co.jp>

建設の安全 10

■表紙のことば

—アルベロベッコのトゥルッリー—

イタリア南部のプーリア地方に見られる円錐状の屋根をもつ家。ひとつの部屋にひとつ屋根がつき、いくつかの部屋が集まって一軒の家となっている。この一部屋分をトゥルッコといい、トゥルッリというのはその複数形。石を積み石灰を塗った壁にとんがり屋根を載せたもので、16世紀半ばから約100年間、開拓農民用の住居としてつくられた。1996年、世界遺産登録。

- 様熊谷組四国支店にCOHSM評価証を交付!! ————— 2
／建設業労働災害防止協会

■わが社の安全 ————— 4

- 現場におけるリスクアセスメント
砂防事業の震災復興
／佐田建設(株) 土木本部 工事グループ
長井 光弘

■健康管理コーナー ————— 8

- メンタルヘルス
／横浜労災病院 山本 晴義

■安全衛生保護具・機器コーナー ————— 10

- 電動工具を安全に使用するために
／自由研削砥石(グラインダ)特別教育講師(建災防)
高橋 諭

■建設工事の安全衛生基礎講座 ————— 14

- 石綿(アスベスト)の基礎知識(その2・最終回)
／建設業労働災害防止協会 セーフティエキスパート
富田 雅行

■ほっとコーナー ————— 18

- 老親と離れて住むときどんな備えを?
／石川産業保健推進センター相談員
古川 真之祐

- 読者の声Q&A ————— 20
電気災害の防止

■安全管理士コーナー ————— 24

- 安全の工夫アラカルト1
／建災防北海道支部駐在 安全・衛生管理士
菅野 武則

■災害事例に学ぶ

- パワーショベルの急旋回で、
バケットと鉄管に頭部をはさまれ ————— 28
鋼製桁内部で清掃作業中、
一酸化炭素中毒になる ————— 29

■建災防の活動 ————— 30

■災害統計 ————— 32

■建災防からのご案内 ■

- 新刊図書のご案内 ————— 3
- 新規構造!!
低圧電気取扱い業務特別教育講師
養成講座のご案内!! ————— 23
- 平成19年度 講習会のご案内 ————— 26

TOPICS

● 9月27日・28日の両日、横浜にて開催いたしました「第44回全国建設業労働災害防止大会」につきましては、全国各地から多数のご参加をいただき、盛大に執り行うことが出来ました。

ご参加いただいた皆様をはじめ関係者の皆様には、この場をお借りして改めてお礼申し上げます。

なお、来年の全国大会は、10月9日・10日の両日、福岡市にて開催を予定しております。1年間、死亡災害の絶滅に向け、さらなる前進を図り、再び、福岡の地で安全を誓いあえることを切に願っております。

編集部から

● 9月7日現在の建設業における死亡災害発生状況は、同時期の対前年比41人の減少で推移しており、一昨年に記録した死亡災害の過去最少人数の更新も可能な状況にあります。この目標達成の一ポイントは、「リスクアセスメント」の確実な実施にあると云えます。

おって、当協会では「建設業におけるリスクアセスメントの手引(建築編)」を作成し、皆様にご活用していただくこととしております。詳しくは3ページをご覧ください。

(株)熊谷組四国支店にCOHSMS評価証を交付!!

建設業労働災害防止協会

当協会（錢高一善会長）は、(株)熊谷組四国支店に対し、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）評価サービス」を実施し、COHSMS評価サービス事業基本要領に基づき「COHSMS評価証」を交付した。

交付式は9月7日、当協会（東京・港区）にて行われ、伊藤専務理事から藤原執行役員支店長に、「COHSMS評価証」と「COHSMS評価マーク」の交付ならびに今後の改善点を含めた「COHSMS評価結果報告書」が手渡された。



藤原執行役員支店長と当協会伊藤専務理事

当協会は、建設企業の求めに応じて、企業が構築した労働安全衛生マネジメントシステムを外部の公正な視点から評価する「COHSMS評価サービス事業」を実施している。

COHSMS評価証の交付は「COHSMS評価サービス事業基本要領」に基づき実施しているもので、企業システムの「妥当性」「有効性」と日頃の地道な安全衛生活動を評価する「努力性」の3つの視点から評価を実施。評価結果を有識者で構成される「COHSMS評価サービス事業に係る審査会」で審議した後、当協会長から「COHSMS評価証」等を交付するものである。

今回の交付で、COHSMS評価証交付件数は39事業場となった。



右：藤原執行役員支店長

左：萩森四国支店安全環境部副部長

（株）熊谷組四国支店 藤原孝二執行役員支店長の談話

当社は、安全衛生マネジメントシステムを導入し、これまでに一定の成果を上げてきましたが、今まで、システムそのものに対する外部評価を受けたことはありませんでした。

今回、COHSMS評価サービスを公的な機関で受け、公的な基準で認められたということは、大変、大きな誇りと自信を得られたと思っておりますし、併せて、安全管理のマンネリ化を防ぎ、新鮮な気持ちで一からスタートが出来るということにも大変、意義があると思っております。

一方、COHSMS評価を工事入札要件の企業評価の項目に加える発注者も出て来ていることも今回の評価サービスを受ける大きな動機の一つとなりました。

現在、施工中の現場を無災害で施工させ、COHSMS評価の成果を出したいと考えております。

発売

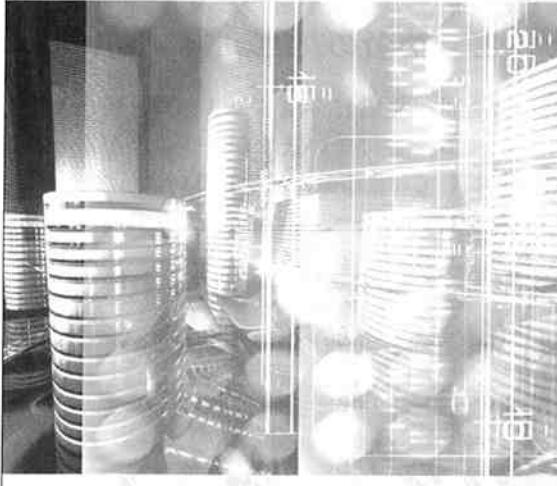
リスクアセスメントの正しい理解と 店舗及び現場における実践手引書！

コードNo.101700

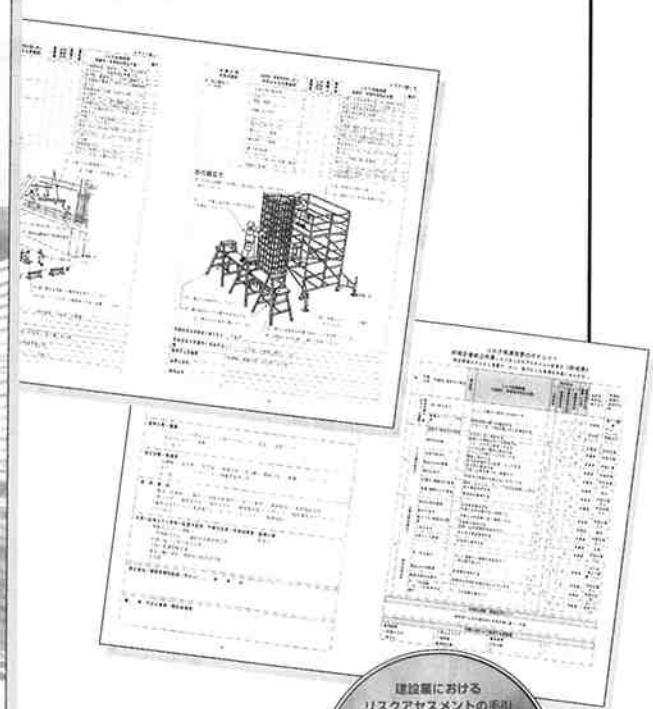
建設業における リスクアセスメントの手引

—リスクアセスメント特定標準モデル(建築編)CD-ROM付き—

建築編



建設業労働災害防止協会



建設業における リスクアセスメントの手引

CD-ROM付

(建築編)

「リスクアセスメントとは何か、実施の体制、手順、実践、社内の教育等」について、具体的な事例を紹介しながら、図表やイラストを使って分かりやすく取りまとめたリスクアセスメント実施の必携書！

「リスクアセスメント特定標準モデル」のCD-ROMも添付！

コードNo.101700
A4判
132ページ
3,500円

お申し込み、お問い合わせは「本部企画開発課」、東京以外の方は「最寄りの支部」へお願いいたします。

TEL 03-3453-3391 FAX 03-3453-5735(企画開発課) <http://www.kensaibou.or.jp/>

現場におけるリスクアセスメント 砂防事業の震災復興

佐田建設(株) 土木本部 工事グループ 長井 光弘

1. はじめに

当社は、群馬県の前橋市に本社を置く中堅ゼネコンとして厳しい建設環境のなか、安全衛生活動を最重点に日々業務に取り組んでいます。

今年度は、昨年4月に施行された改正労働安全衛生法に沿い、災害防止活動に『リスクアセスメント』を取り入れ「危険性又は有害性の除去・低減対策」を確実に実行するとともに、「なれ」等による不安全な状態・行動の撲滅運動を活発に展開しています。

今年も、建設業を取り巻く環境は楽観できない状況が予想されるところですが、安全面における「死亡・重篤災害」につきましては、過去3年間発生することなく推移しています。今後とも『人命尊重』の基本理念のもと、わが社と関係協力業者が一体となり、災害の絶滅に向けて取り

〈平成19年度安全衛生管理基本計画〉

安全スローガン	
開始前 みんなで確認 安全作業! — 危険ゼロへの挑戦 —	
基本方針	
安全施工を最優先とした作業計画と、環境の変化に即応できる体制を整備し、安全で快適な作業環境を実現する	
年度重点目標	
『死亡・重大災害の絶滅』 —「なれ」等による不安全な状態・行動の撲滅—	
特に防止すべき災害	
「墜落・転落」「建設機械・クレーン等」「崩壊・倒壊」	
年度重点実施事項	
<ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメントを取り入れた労働災害防止活動の推進 作業方法・手順・安全対策等に関する事前打合せの徹底 危険予知(KY)活動の充実と『合団と確認』の徹底 『交通災害・公衆損害事故』防止対策の強化 協力業者による『自主パトロール・送り出し教育』の拡充 	

佐田建設株式会社
安全管理委員会

表-1 安全衛生管理基本計画

組んでいきます。

2. わが社の安全のポイント

当社は、平成15年度より3年間「死亡・重篤災害」ゼロを続けていますが、残念ながらそれ以前は連続して死亡事故が発生していました。

そこで、全社一丸となって、『死亡・重大災害の絶滅』に向け、安全スローガンに『危険ゼロへの挑戦』を掲げ、安全衛生活動を行っています。

危険があるから事故が発生するので、危険ゼロ

特別評価(創意工夫・社会性等)

点検表-3

特別評価は、建設企業(工事本業所等)に求められる安全衛生上に際しての創意工夫や達成度への貢献等、安全衛生技術の向上や効率的な施工を実現するための周辺環境対策等への取り組みを評価する。また、このことを通じて同様の取組み内容(基準)とし、他の取組み内容(基準)と併せて評価する。

[評価方法] 特別評価は「工事評議評定」と同じく、加重評価とする。

1. 基査項目等に該当する場合は、評議内容の下記実施内容を認入する。各査項目及び評議内容(項目含む)をもとに加重評議と認定(審査・算出・説明等)されれば2点及び4点(基準点)とし、その取組み内容(基準・回数・規格・方法等)に応じて評価(減点)する。

2. 併設施設等改修計画等について、その沿革が「工事評議評定」査査項目のイメージアップにつながること、その趣旨にとてて役立つものと効果的な防止・対外的ではあるが既設及び既定の基準に適合するところ特別評議し、新たな改修等による水準を削除する。認定(評定)は「ブレーの指示」されれば10点(基準点)とし、その活動内容等により評価点を増減する。

3. その他の評議…評議内容に示されていない「特査項目がある場合に活用する。

査査項目	評議 内 容	評価点
計	安全意識指導等の工夫(落下物・滑走・転倒・倒壊等の着目・介入點と構造・運営等)	3 2 1
基	安全教育、技術向上・課題討向、安全バーチャル、安全衛生月報等に関する工夫	3 2 1
査	現場指導、労働者保護等の職場監視及び改善等の工夫	3 2 1
工	有機ガス・可燃ガスの检测、及び認定の止常作業中の检测等の工夫	3 2 1
計	供給中の遮断等の事故防止、一般車両出入時の荷役軽減荷扱い及び交通事故等のための工夫	3 2 1
六	作業環境が悪い環境での改善改善等の工夫	3 2 1
七	オジの減量化、アドリブシングルの励行等の地区環境への工夫	3 2 1
八	その他	3 2 1
九	西川、西麻原の復旧復元を具体的に実現した	6 4 2
十	西川立会議等及び西川地域の農業活性化、農業活性化の動・植物への供應物に取り組んだ	6 4 2
十一	農業復興等作物保護の実績と地元との連携に合わせる。積極的に地元との調整を図った	6 4 2
十二	定期的に地元住民と意見交換会を開催して、積極的に地元とのコミュニケーションを図った	6 4 2
十三	地元住民に影響した方へ謝罪し、隣接施設等のボランティア活動等一時的に抑制し対応した	6 4 2
十四	災害時等に緊急時に備え、被災地等に搬入等に協力した	3 2 1
十五	その他	3 2 1
特 別 評 価	特査項目の計(A) / 評議最高点の計(75点)×20(特別評価割ら) = (点)	16 10 5

当工事の改修や新設等の担当にし、評議内容と活動内容との整合性を図ることを留意する場合は、評議実施等の見直しもしくは評議等への取組みを存続する。

表-2 創意工夫・社会性等の点検表

を目標に、絶対事故を起こさない強い意志を持ち現場の安全活動を行っています。

その中で『リスクアセスメント』を取り入れた安全活動と『創意工夫・社会性等』を意識した安全管理活動を実践してきました。

表-2は、当社の安全パトロールの点検表です。「点検表-1」は書類評価、「点検表-2」は現場評価、そして、「点検表-3」は特別評価として現場で実施している『創意工夫・社会性等』を評価ポイントに掲げています。

各現場の安全への取り組みを創意工夫や社会活動の目から見ることで、安全活動が積極的になり、幅が広がり、安全への意識も変わってきました。

ここでは、現場のリスクアセスメントと創意工夫への取り組みについて震災復興工事の事例を紹介します。

3. 震災復興工事でのリスクアセスメント

(1) 工事の紹介

本工事は、平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震による災害復旧工事でした。

現場は新潟県小千谷市十二平地先、旧山古志村東竹沢地区の芋川河道閉塞箇所の下流約400m地点です。十二平地区においても、芋川左岸に



図-1 現場位置図

て大規模な斜面崩壊が起き、河道閉塞を生じていました。

当工事の目的は、芋川における河道閉塞箇所と、その周辺の不安定土砂の流出抑制であり、砂防堰堤および護岸工を建設し、崩壊斜面の法面对策を行い、さらに、堰堤下流右岸から合流する多聞田川において、盛土による周辺地山の安定を図るものでした。

この現場において実施した法面工事のリスクアセスメントと安全上の創意工夫について紹介します。

(2) 法面工事におけるリスクアセスメント

工事は、法面崩壊災害の復旧工事で、法面上部から掘削排土を行い、整形をしながら下方へ降りてくる施工でした。その際、重機足場は盛こぼした土砂を利用し、法尻には県道迂回路が近接しているため、大型土のうにて土砂流出を防止しました。

12月になると、降雪、融雪、降雨を繰り返し、やがて、根雪となり、作業は中断するという状況下では、法面工事の施工に際し、危険性を洗い出し、評価し、低減対策を計画するリスクアセスメントは不可欠でした。



写真-1 震災時の現場状況

(2)-1 危険性の洗い出し

写真-1の法面の施工に着手する前に、職員・作業員全員で危険性の洗い出しをしました。

- ・ 降雪、融雪、降雨による土砂崩壊
- ・ 重機足場の崩壊
- ・ 法面での転倒・墜落
- ・ 重機の接触事故

- ・連絡体制の不備による二次災害
- ・法面の円弧滑りによる崩壊
- ・亀裂からの差し水による崩壊 等

(2)-2 リスクの評価

特定されたリスクを見積もりし、リスク度を算出しました。

- ①法面円弧滑りによる崩壊 ······ 5
- ②降雪、融雪、降雨による土砂崩壊 ··· 4
- ③亀裂からの浸水による崩壊 ······ 4
- ④連絡体制の不備による二次災害 ····· 4
- ⑤重機足場の崩壊、接触事故等 ····· 3

(2)-3 危険性の除去、低減対策の検討と実施

上記リスクに対する検討結果により、下記の対策を実施しました。

- ① 円弧滑り ···
土質の再調査、円弧滑りの再検討
- ②③降雨、浸水対策 ···
法面点検、シート養生、対岸からの監視
- ④ 連絡体制 ···
緊急連絡体制の確認、県道通行止め措置の連絡体制、緊急応援体制の確保
- ⑤ 重機事故 ···
安全教育、危険予知活動

上記対策を実施した結果、作業での事故は起こりませんでしたが、12月にはいり、降雪、融雪、降雨の繰り返しによる小規模な土砂雪崩が発生しました。(写真-2)

土砂雪崩の発生の知らせを受け、リスクアセメントで検討した緊急連絡体制に従い、「発注者

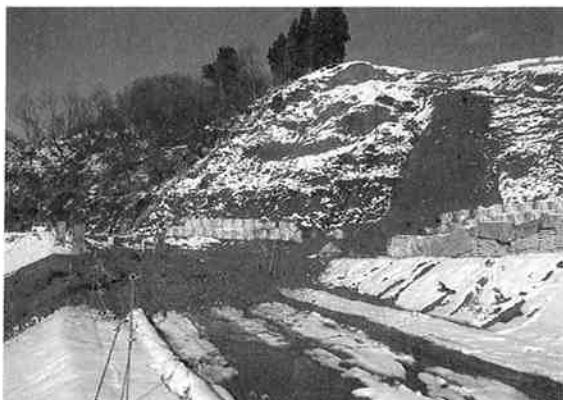


写真-2 土砂雪崩発生

への連絡→発注者から県への連絡→通行止め許可→通行止め措置」とスムーズに連絡が行われました。発生から通行止めまで、60分以内で実施され、大きなトラブルにならずに済みました。

現場では、次の事態に備え、リスクアセメントを進め、危険性の除去、低減対策として、大型土のうの前に土砂流出対策用ブロックを積み災害に備えました。(図-2)

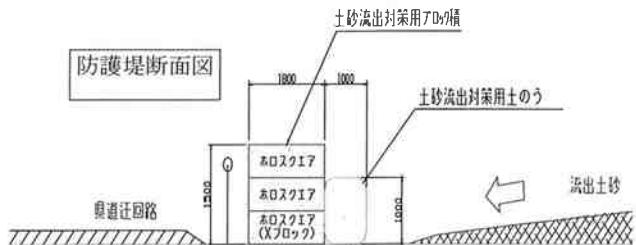


図-2 ブロック設置図

その後は、災害もなく無事故で工事を完成させることができました。写真-3は、堰堤と護岸が整備された芋川です。その後方が完成した法面です。

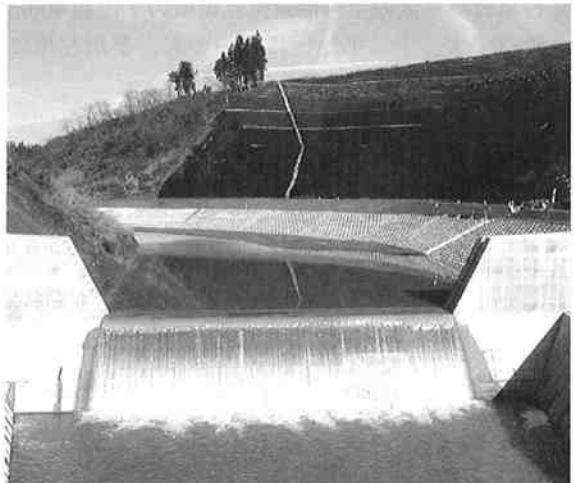


写真-3 堤防、護岸、法面 完成写真

4. 砂防工事における創意工夫

現場で実施した創意工夫のいくつかを紹介します。

(1) 砂防では、雨量計と温度計は欠かせません。

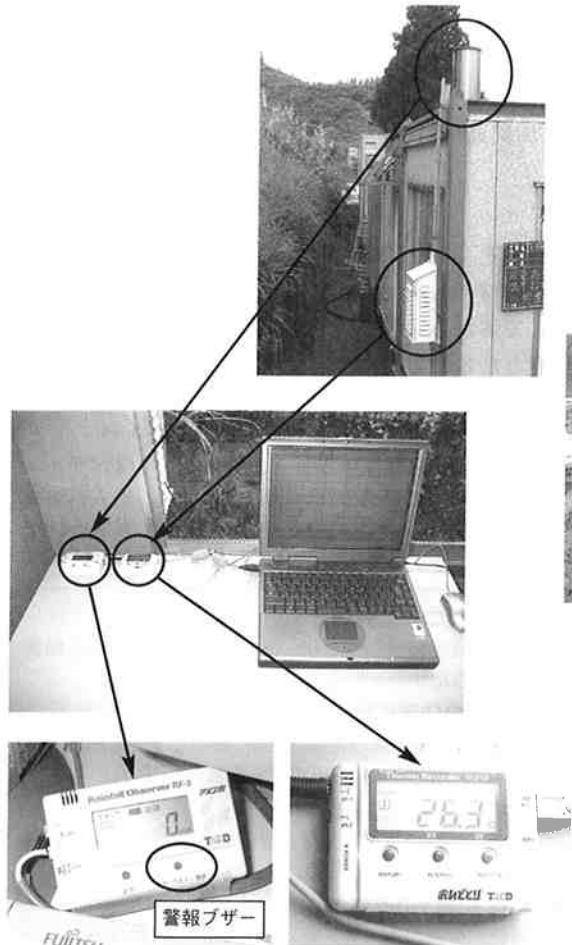


写真-4 雨量計と温度計

(2) 元請職員・職長・作業員の3種類のベストを用意しました。また、アイスヘルタイは、直射日光を避け、後頭部がヒヤリとしていい気持ち、熱中症対策に効果的です。

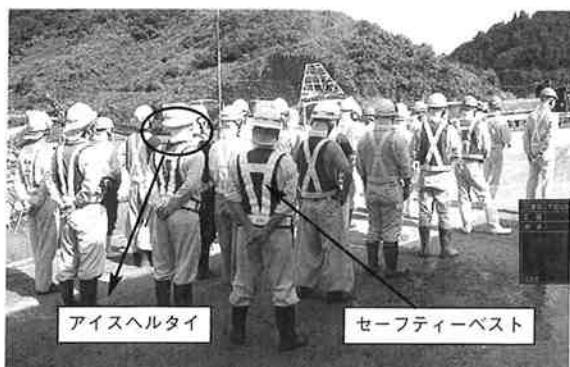


写真-5 セーフティーベストとアイスヘルタイ



写真-6 伐採木を利用した休憩所

5. おわりに

リスクアセスメントは、ともすると忙しい工程や経済性が先行してしまう中では、ついおろそかにされる場合があるかも知れません。

また、改めて考えなくてもわかっているよと、面倒な検討を避ける方もおられるかも知れません。

しかし、事故や災害は起こってからでは取り戻せないことは、誰もが経験し、分かっていることだと思います。

ならば、リスクアセスメントに取り組んでみるべきだと思います。

今回のトラブルでは、事前の調査・検討およびリスクアセスメントの重要性を再認識しました。また、情報の収集と速やかな水平展開も重要な要素であると考えるようになりました。

砂防事業に携わるものとして、今後も、過去の土砂災害からの教訓を忘れることなく、災害弱者の存在を意識しつつ、現場の安全、そして、地域への貢献を果たしたいと心得ます。

メンタルヘルス

医学博士 横浜労災病院 勤労者メンタルヘルスセンター長 山本 晴義

2回にわたって、ストレスとは何か、そして健康に働き続けるためには、ストレスにどのように対応していくべきよいかお話をしました。3回目の最後は、周囲に調子が悪そうな人がいたとき、どのような対応をすればよいか、皆さんにどのようなことができるのかについてお話ししたいと思います。

1. 皆さんにできること

職場でストレスを抱えて心の病気にかかる人が増える中でよく聞くのが、「部下や同僚が精神的に参ってしまっているようだが、どう接してよいかが分からぬ」という悩みです。何があったのか積極的に聞く方がよいのか、それとも、そっとしておいたほうがよいのかなど、何かについて対応に困ることが多いのではないでしょうか。

このように分からぬことが多いため、結局、関わり合いにならぬないようにしたり、敬遠してしまいかがちです。でも、それは本人を孤立させることにつながります。問題は余計深刻になってしまい、誰にとっても不幸なことになります。

こういう場合、基本的には“変だな”と思った時点で、声かけを行ってほしいと思います。変だな、いつもと違うなと思う点はいくつもあると思います。

2. どんなサインがSOSか？

どんなサインがあるでしょうか。ストレスがたまると、家庭でも職場でも態度に変化が現れます。（表1）いつもは人間関係が円満な人が、周囲と衝突するようになったり、普段、身だしなみの良い人が、身の回りに構わなくなったりするなどサインは様々です。具合が悪くなつて倒れてしまう前に、こうしたサインに気づいてあげたいものです。たとえば、身体の病気でも早く気がつけば大事に至らなくてすむのと同様、心の病気も早く発見すれば対処

がしやすくなります。また、身体の病気に比べて心の病気は本人が気がついていない場合が多いものです。ですから、周囲の人の気配りが早期発見の重要な鍵となるのです。

表1. 勤務態度に現れるSOSサイン

職場では、家庭にいるときよりも多くのSOSサインが現れます。緊張感の高い場所ですから、本人への負担もより高くなっています。SOSに対して声をかけてくれる同僚がいると精神的に楽になるものです。

1. 何かにつけて異動を希望する

現在の職場に適応できず、トラブルがあるたびに部署を変わりたがる。具体的な悩みは言わない。

2. 自分の仕事に集中しそう

ストレスがあるようだが、仕事に集中しそうで弱音をはかない。周囲とのコミュニケーションが減る。

3. 机や服装が乱れる

身だしなみに気を遣えなくなる。机周りの整理ができず、服装にも乱れがでる。

4. 休み明けの遅刻が多い

遅刻・欠勤が増える。とくに、休み明けには遅刻したうえに意欲のない状態で出勤することがある。

5. 自分の評価を気にしてばかりいる

仕事に集中せず、自分の成績や評価ばかりを気にして神経質になってしまふ。人を疑いやすくなる。

6. 外出することを嫌がる

人との接触をさける。とくに緊張感の高い場を嫌い、外部の人が関係する商談、会議を拒む。

7. たわいない議論にむきになる

休憩中の雑談で、突然むきになる。話の内容よりも、同僚に対して意見を通すことに腐心する。

8. 小さなミスをいつまでも引きずる

周りが気にしていないような小さなミスを、本人だけがずっと引きずっている。

9. 毎日のように頭痛、腹痛

体調不良が度を超している。毎日、頭痛や腹痛などをうつたえ、健康に仕事を出来る日が少ない。

10. 打ち合わせの話が通じない

全員で結論を出したはずの話を、ひとりだけ納得せずあとになって不満をもらす。

「ビジネスマンの心の病気がわかる本」
講談社 山本晴義（監修）

3. じっくり話を聞き、見守る姿勢で

SOSのサインに気がついたら、まず、声かけを行ってください。「様子がいつもと違うようだけれど、どうした？」など、内容はなんでも構いません。声をかけて、その人の話を聞いてあげてください。この際、注意したいのは自分がなんとかしてその人の悩みを解決してあげようと意気込まないことです。とにかく、その人の話を聞く、見守るという態度が大事です。相手の態度を変えようと思ったり、説得しようという意識は捨て、その人の今の状態を受け入れようとする態度だけで十分なのです。じっくり話を聞いてもらって受け入れてもらったことが分かると、初期段階であれば、段々と気力が戻ったり、リフレッシュするきっかけになるかもしれません。

ただ、話を聞いてみて、やはりおかしいな、このまま放っておくのは心配だなと思ったら専門家に相談するようにすすめてください。専門家というのは、会社の保健師や産業医または心療内科、精神科の医師などのことです。

うつ病をはじめとした心の病気は専門医のもとで早く治療することが重要です。しかし、現実には、うつ病にかかった人のうちごく一部しか医療機関にかかりていません。ですから、周りの人が専門医へつなぐ役割を果たすことが大事なのです。また、そうした専門医にかかることと同時に、心の病気にはストレスを取り除くなど、生活環境を整えることが必要になります。こうしたことでも、具合の悪い本人ができることではありません。周りの人が、その人の状況を理解し、皆で協力し合って始めてできることがあります。

4. 4つのケア

厚生労働省でも、急増する心の病対策として、職場の中でお互いにささえあいながらケアしていく姿勢が必要であると考え、「4つのケア」という考え方を提案し企業に呼びかけています。

「4つのケア」とは、個人で行う“セルフケア”、職場での管理職、上司にあたる人が部下の心の健康について把握し、日頃から問題が起こらないように配慮するという“ラインによるケア”、企業の中の

産業医や保健師など健康管理担当者による“産業保健スタッフによるケア”、そして、企業外の専門家による“事業場外資源によるケア”的4つから成り立っています。心の病に対してこれらの4つのケアのどれもが必要ですが、中でも、“ラインによるケア”つまり職場の上司、または同僚で行うケアはとても重要です。本人に一番近い職場の人達が、メンタルヘルスに関する知識をもっていることが、予防や解決の決め手になることが多いからです。

心の病は誰もがかかる可能性をもっています。決して他人事ではありません。また、調子が悪ければその人の生産性は当然落ちるでしょうし、その分、周りの人の負担も確実に増えるでしょう。仲間の健康=自分の健康といつても過言ではありません。自分さえ健康であればよい、という考え方ではなく、みんなが健康でいようという考え方をもつことがメンタルヘルス対策の基本です。

5. 職場のメンタルヘルスは皆で支える

近年多くの職場で実力主義が導入されるなど、職場の同僚が皆ライバルであるという状況が見られます。また、急速なIT化で、個人で作業することも増えています。このような環境では、自然と職場での会話も減り、横とのつながりも希薄になるでしょう。

調子が悪くても誰にも相談できない、調子が悪そうな人を見てもみぬふりをする、さらには、隣の人の調子が悪いことにすら気がつかないということまでてくるでしょう。

しかし、会社は皆さんにとって一日の大半を過ごす場所。そうした場所で分かり合える人がいないのでは質のよい仕事ができるとは思えません。また、人は社会のなかに自分の居場所があり、人から認められることで居場所ができます。どんなに有能でも、居場所がなくては力を発揮することはできません。こうしたことをもう一度認識し、職場の皆で健康になろうという気持ちをもつことが心の病を予防する一歩になると思います。

山本先生の「健康管理コーナー」は、今月号をもって一旦終了とさせていただきます。

山本先生には、今後も機会を見て、ご執筆いただきたいと考えております。

編集部

電動工具を安全に使用するため

自由研削砥石(グラインダ)特別教育講師(建災防)

高橋 諭

1 はじめに

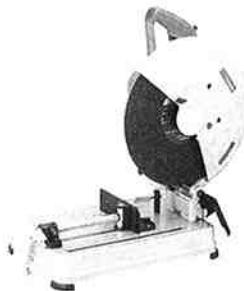
電動工具には、用途により多くの種類があり、建設工事作業現場では必需品として幅広く使用されています。

大変便利で作業効率の良い工具ですが、使用方法を間違えたり、無理な使い方をすると危険が伴い、事故災害が背中合わせにあることを認識しなければなりません。そのため、各企業・職場においては、電動工具による災害防止マニュアルなどを多く作成して、その防止に取り組んでおりますが、完全な決め手になっていないのが現状のようです。

電動工具写真（例）



①マルノコ



②切断機



③ディスクグラインダ

災害発生要因を見つけ出し、その対応策のもとに使用者（作業者）自身が安全作業の徹底を再確認して、事故・災害を防止するのが一番大事なことはすでにご承知のことと思います。

今回は電動工具、共通の安全上の注意事項とともに第2回目として、丸ノコ、研削グラインダと同様に建設工事現場で多く使用されています締め付け工具（インパクトドライバ、ドリル）と穴あけ工具（ハンマドリル、電動ハンマ）の安全作業ポイントをご紹介いたします。

2 電動工具共通の安全上の注意事項

(1) 使用前に取扱説明書を必ずよく読む。	・その機種の性能、操作方法を理解した上で使用する。
(2) 作業場はいつもきれいに保つ。	・散らかった場所や作業台は事故の原因になる。
(3) 作業場の周囲状況を考慮する。	・雨中では使用しない。また、暗い場所では使用しない。 ・可燃性液体やガスの近くでは使用しない。
(4) 作業に合った電動工具を使用する。	・指定された用途以外に使用しない。 ・能力以上の作業はやらない。
(5) 保護メガネを使用する。	・粉じんの多い作業には防じんマスクを併用する。
(6) 捉縋りのよい服装で作業する。	・だぶだぶの衣服や装身具などは回転部に巻き込まれる恐れがある。

(7) 無理な姿勢で作業をしない。	・足場、足元をしっかりとさせ、グラつかないようにする。
(8) 加工するものをしっかりと固定させる。	・加工物を固定するためにクランプや万力などを利用する。 ・手で保持するより安全で、両手で電動工具を使用できる。
(9) 作業は油断しないで十分注意して行う。	・身体の調子が悪いときは使用しない。 ・電動工具を使用する場合は取扱方法、作業の仕方、周囲の状況を十分注意して作業を行う。
(10) 電動工具本体に損傷した部分および部品がないか、十分点検し正常に作動するかを確認する。(日常点検、月例点検を徹底する)	・少しでも異状があった場合は絶対に使用しない。 ・使用中、機体の調子が悪かったり、異常音がしたときは、直ちにスイッチを切って使用を中止する。
(11) 使用しない場合は、きちんと保管する。	・製品知識のない方が操作すると事故の原因になる。

3 インパクトドライバ（ドライバドリル）

各種ビス（ナット）の締め付け（取り外し）および穴あけ作業に使用されています。先端工具も数多くあり、建設（建築）工事のみならず、ガス工事、解体作業、工場関係にて各種組み立て（取り付け）作業など、多くの業種で使用されています。

動力源は電気式と充電バッテリ式がありますが、近年は充電バッテリ式の利用頻度が多く、機種も出そろっているようです。

- ・電気式：高速回転で、スピーディな作業に最適で各種ビス、ボルト（ナット）の締め付け（取り外し）作業に使用されています。

- ・充電式：動力源がバッテリ式（コードレス）なので現場および作業箇所が限定されず、多くの工事現場で使用されています。

す。各種ビス、ネジ、ナットの締め付け作業が主ですが、先端工具の取り替えにより、鉄工、木工、塩ビ管などの穴あけ作業から磨き作業にと用途が広く、利用価値の高い工具です。



①充電
インパクトドライバ
②電気式
インパクトドライバ

「インパクトドライバ（ドライバドリル）」の安全上の注意点（共通）

- (1) 使用電源は銘板に表示してある電圧で使用する（電気式）
 - ・100V用工具を200Vで使用すると回転数が約2倍の高速になり、ケガの原因になる。
- (2) 作業する前に電線管、水道管、ガス管などの埋設を確かめる。
 - ・作業中、先端工具が埋設物に触れ、感電や漏電、ガス漏れなどの事故の原因になる。
- (3) 使用中に振り回されないように、機械全体を確実に保持する。
 - ・作業中に異常な負荷がかかった場合、振り回され腕指などを負傷する事故の原因になる。
- (4) 使用中はビットなどの回転部に手や顔などを近づけない。
 - ・ビットや細径のドリルが折れたり、ビスが飛び出し顔面などをケガをする。
- (5) 先端工具（ビットやドリル）は確実に取り付ける。また、作業直後のビットやドリル、切りくずは大変熱くなっているので触れない（ヤケドをする）

- (6) 高所作業のときには、下に人がいないことを確かめる。
 - ・材料や機体を落として、下の人にケガをさせる原因になる。
- (7) 誤って落としたり、ぶつけたときは、機体やビットなどの先端工具に破損や亀裂、変形がないことをよく点検する。
 - ・異常が発見された場合、絶対に使用しない。

「充電式インパクトドライバ」の安全上の注意点

- (1) バッテリは発煙、発火、破裂の恐れがあるので、次のようなことはしない。
 - ・充電端子に金属類を接触させない。(釘、硬貨他)
 - ・雨や水にぬらさない。
- (2) ラッカー、ガソリン、ガス、シンナーなど、発火性の物がある場所では充電しない。
 - ・爆発や火災の恐れがある。
- (3) 充電は、紙類、布類、カーペット、ビニールなどの上では行わない。また、充電中は充電器の風窓はふさがない。
- (4) バッテリを使用しないときは、バッテリカバーをかぶせる。
- (5) 充電器は充電以外の用途には使用しない。

※充電インパクトドライバ（ドライバドリル）を含む、充電工具はコードレスという便利さもあり、最近建設工事現場で数多く使用されていますが、機械によっては安全上の注意点も専用のものがあります。

火災、感電、ケガなどの事故を未然に防ぐために、各々の取扱説明書を必ず使用前に良く読み、指示に従って正しく使用して下さい。

4 ハンマドリル（震動ドリル）電動ハンマ

マンション、ビル工事、土木工事などの現場にてアンカー用の小穴から、配管工事、ヒューム管

などの大径の穴あけまで幅広く使用され、先端工具の種類も豊富で作業用途が広範囲です。また、電動ハンマはコンクリートのハツリや溝つき、角出し作業にも手軽に使用されています。



①ハンマドリル

②ハンマドリル

③電動ハンマ

安全上の注意点

- (1) 使用電源は銘板に表示してある電圧で使用する。
 - ・表示を超える電圧で使用すると、回転が異常に高速になりケガの原因になる。
- (2) 作業する箇所に電線管、水道管、ガス管などの埋設物がないかを確かめる。
 - ・埋設物があると、先端工具が触れ、感電や漏電、ガス漏れの恐れがあり事故の原因になる。
- (3) 使用中は機械本体が振り回されないように、サイドハンドルを付けて、両手で確実に保持する。
 - ・穴あけ作業中に何らかの作用で先端工具に異常な負荷がかかり、機械が振り回され両手などが負傷する事故の原因になる。
- (4) 使用中、機械の調子が悪かったり、異常音がしたときは、直ちにスイッチを切り使用を中止する。
 - ・点検、修理を行い、いつも正常な状態で使用する。
- (5) 石綿を含んだ材料を加工するときには、防じん対策をしっかり行ってから作業をする。
- (6) 使用中は、ビットなどの先端工具や、回転部、切粉などの排出物に手や顔を近づけない。
- (7) 騒音からの保護のため、作業内容によっては耳栓を着用する。
- (8) 作業中はヘルメット、安全靴を着用する。

5 おわりに

電動工具による災害を少しでも防止するため、安全上の注意点として、各電動工具の安全作業のポイントを2回にわたってご紹介いたしました。

災害要因を分析しますと、使用者（作業者）が電動工具に対しての「慣れによる油断」や「不慣れ」により発生している例が多いことはご理解いただけたと思います。

実際に災害が発生しますと長年の努力や労苦により培われた技術が一瞬にして失われることにな

ったり、手足などを負傷され、現在も長く苦しいリハビリを続けておられる方もいます。このような災害、事故を出来るだけ、減少させるように各企業・職場においては、防止活動を強力に推進して、事故防止策の徹底を計っていますが、最終的には、使用者（作業者）自身が安全上の注意点をしっかりと守り、正しく使用することで、未然に防止することができるのではないかでしょうか。

電動工具による災害、事故のない毎日であることを願い、今回のコーナーを終了いたします。

お詫びと訂正

本誌9月号（No.436）の安全衛生保護具・機器コーナー（「保護めがね・手袋・耳栓」の効果的使用方法・選択方法等）で、以下の部分に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

28ページ／右列1行目：「7500V以下」を「7000V以下」に訂正

粉じんが漏れこみにくい！

呼吸にリンクした送風で作業者の負担を軽減

プレスリンクプロワーマスク



Clean, Health, Safety
KOKEN

安全性

送風で
漏れ込みをガード



万が一隙間が生じた場合には一般の防じんマスクとは違って、面外の中から空気が外へ漏出する状態になります。

快適性

呼吸がラク
温氣が気にならない



だから楽に活動することができます。
マスク内に温氣がこもりにくく、快適に着用できます。

さまざまな作業に幅広く対応し呼吸負担を軽減します

トンネル内作業・溶接作業



BL-100S型

BL-50型



アスベスト除去作業



BL-100H型

※製品の色は印刷または撮影の都合により、実際の色とは多少異なる場合があります。 ※各シリーズはバッテリーが必要です。

 **興研株式会社**

安全衛生ディビジョン

〒102-8459 東京都千代田区四番町7番地
TEL 03-5276-1911(大代表) FAX 03-3261-0589
URL <http://www.koken-lld.co.jp>

省エネ・省資源

一定量の送風でよりせぐく
ムダな送風をカット!
バッテリーやバッテリータイプの消耗を抑えます。

石綿（アスベスト）の基礎知識

—(その2・最終回)—

建設業労働災害防止協会 セーフティエキスパート

富田 雅行

2. 石綿取扱い作業の管理のポイントについて

(1) 石綿有無の確認

建設工事（新設工事は除く）にあたって重要なことは、建設工事を行う部位がどこで、その部位に石綿を0.1重量%超えて含まれている材料が使用されているか否かである。このためには、事前に施主または元請から該当部位の石綿有無に関する情報を入手し、確認することが肝要である。

現場調査において、実際に石綿を含む製品は、石綿以外の原料も多く使用されているため、石綿含有率の高い製品の場合を除き、肉眼での石綿有無の判定は極めて難しい。結果的には分析を依頼することになるが、(社)日本作業環境測定協会ホームページに掲載されている分析機関であって、同協会が行っている石綿分析のクロスチェックに参画していることを条件にすることが望ましい。

(2) 石綿取扱い作業の管理のポイント

2 (1)により、建設工事（新設工事は除く）が石綿取扱い作業であることが判明した場合は、次の点が管理のポイントとなる。

①取り扱う石綿の種類が管理上のポイントになる。

現在、日本産業衛生学会では石綿の生涯発がんリスクとして、次の評価値を勧告しているが、茶石綿や青石綿の評価値は白石綿の1/5となっているので、取り扱う石綿の種類により、管理をより厳しく行う必要がある。

なお、この評価値には、中皮腫の発生のリスクも含まれている。

白石綿：

10^{-3} (1000人に1人過剰なリスク)^注 $0.15 \text{ 本}/\text{cm}^3$

茶石綿、青石綿等の角閃石系：

10^{-3} (1000人に1人過剰なリスク) $0.03 \text{ 本}/\text{cm}^3$

注) 1万人に1人ならば、この評価値は1/10に、10万人に1人ならば1/100になる。

②石綿取扱い作業にあたって、石綿含有材の含まれている石綿の束をなるべく粉碎しないような作業手順により行うことが管理上のポイントとなる。

機械破碎で行った場合は、石綿の束をより細かくし、呼吸系に入る石綿の量を増加することになるので極力手ばらしで行う手順とする。また、石綿含有吹付け材の場合は、吹付け材の塊ごとにとるような作業手順により、呼吸器系に入る石綿の量を低減することができる。例えば、幅が0.5mm ($500 \mu\text{m}$) の石綿1束が機械破碎等でばらばらになり、平均的に幅0.5 μm の束に破碎された場合は、石綿が5000束 (= $500/0.5$) となる。これに伴い浮遊中の石綿濃度がゼロであったものが5000倍にも達することになる。

③どうしても、機械破碎等を行う場合は、作業場内の石綿濃度低減のために、発生源近くに局所排気装置と除じん装置を設置し、除じん装置には、大気汚染を防止するために、HEPA フィルタ（超高性能エアフィルタ）を装着する。

また、これら装置の初期の性能を維持するために、点検、検査は欠かせない。

④さらに、濃度低減のために、湿潤化を行うことである。水の場合は、一時的に濃度低減に役立つが、できれば粉じん飛散抑制剤を使用し、微細となった石綿を接着させ、呼吸器系に吸入できないような大きさに変えることも重要である。

⑤最終的に作業者に対して、浮遊中の石綿の吸入量を最小限にするためには、後述する呼吸用保護具の着用が不可欠である。また、石綿取扱い作業に伴い作業衣に微細な石綿が付着しているおそれがあるので、石綿による二次汚染防止のためにも、これを取り除く。さらに、石綿濃度が高い作業では、使い捨て式保護衣を着用する。

⑥石綿取扱い作業に従事している作業者は、上記⑤により最終的に健康障害防止措置がとら

れているが、この作業近辺に従事している石綿取扱い作業者以外の作業者に対する二次汚染防止のために、石綿濃度が高いと想定される場合は隔離をする。

3. 保護具について

保護具には、呼吸用保護具と保護衣、保護めがね等があるが、特に、石綿による健康障害を未然に防止するためには、呼吸用保護具は不可欠なものである。

表-3に主な呼吸用保護具と留意事項等を示すが、いずれも初期の性能を維持するために点検は不可欠であり、新鮮空気供給の送気式マスク以外は初期性能を維持していくても、捕集効率の関係でフィルタを通過した石綿を作業者が吸入する可能性があることに留意する。

表-3 主な呼吸用保護具と留意事項等

呼吸用保護具種類	使用作業	主な留意事項
送気式マスク 	石綿濃度が非常に高い作業に使用	<ul style="list-style-type: none">・顔面への密着性を考慮しなくてよい・新鮮な場所からの空気供給かの確認・電源の確認・送気ダクト状態(折れ曲がり等)の確認
電動ファン付呼吸用保護具 	石綿濃度が高い作業に使用	<ul style="list-style-type: none">・顔面への密着性を考慮しなくてよい・電源(バッテリーの充電状況)の確認・フィルタの目詰まり状態の確認
防じんマスク (半面体、全面体) 	石綿濃度が高～中程度以下の作業に使用	<ul style="list-style-type: none">・必ず顔面への密着性の確認をする・石綿濃度が高い場合は、全面体で捕集効率99.9%以上のものを使用する。・石綿濃度が低い場合は半面体でよいが、捕集効率95%以上、可能な限り99.9%以上のものを使用する。

4. 健康管理について

石綿取扱い作業に従事する作業者は、少なから

ず石綿を吸入しているおそれがあるので、定期的な健康診断を行い、健康影響をチェックしていくことが健康管理につながる。

この健康診断には、一般健康診断、じん肺健康診断、石綿健康診断があるが、いずれの健康診断でも胸部X線写真撮影を行う必要がある。この胸部X線写真撮影は、放射線による肺がんのリスクがあるため、それぞれ行う必要はなく、年最高2回の胸部直接X線写真撮影を行えばよい。

また、石綿健康診断は、たとえ石綿取扱い作業から石綿以外の他の作業に変わったとしても、会社に在籍している限り、6ヶ月以内に1回健康診断を行う必要があることにも留意する。

なお、退職する場合、肺に胸膜プラークや石綿肺の所見がある労働者については、所轄労働基準監督署に健康管理手帳の発行を申請する。

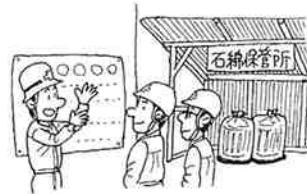
*この健康管理手帳の発行要件については、平成

19年10月から、前述の所見がなくとも、レベル1、2の作業に1年以上従事し、かつ初期ばく露から10年以上経過した者およびレベル3の作業に10年以上従事した者も対象となる予定。

5. 石綿に係る関係法令について

石綿に係る関係法令としては、労働者の健康保護と石綿によるばく露防止の管理のために、労働安全衛生法（安衛法）、石綿障害予防規則（石綿則）、じん肺法があり、解体・改修現場からの石綿の飛散を防止するために、大気汚染防止法（大防法）、都道府県環境条例がある。また、適正な廃棄物処理のために、廃棄物の処理および清掃に関する法律（廃棄物処理法）があり、これら石綿に係る法規の概要を表一4に示す。

表一4 石綿に係る関係法令の概要

項目	安衛法（石綿則含む）	大防法	廃棄物処理法
目的	労働者の健康保護	大気への汚染防止	適切な廃棄物処理
適用材料	レベル1：石綿含有吹付け材 レベル2：石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材 レベル3：石綿含有成形板	特定建築材料 (レベル1とレベル2の材料)	①廃石綿等（レベル1とレベル2の材料の廃棄物等） ②石綿含有廃棄物（石綿含有成形板廃棄物）
適用作業	解体等の作業（除去、封じ込め、囲い込み作業）と取り扱う作業	特定粉じん排出等作業 (除去、封じ込め、囲い込み作業)	（上記①は建材除去事業から発生したもので、②は解体等から発生した石綿含有廃棄物）
実施事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査（レベル共通） ・届出（レベル1とレベル2が適用） ・レベル1は隔離、レベル2は除去作業者以外の立入り禁止 ・レベル共通の規定 <ul style="list-style-type: none"> ①湿潤化、保護具の着用 ②関係者以外の立入り禁止 ③石綿作業主任者の選任 ④特別教育の実施 ⑤作業の記録、健診の実施 ⑥器具等の付着物の除去等 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出（開始14日前） ・工事概要掲示板設置 ・作業基準の遵守 ①搔き落し等の場合 隔離、前室の設置、負圧、集じん排気装置の設置、薬液の散布等 ②搔き落し等ない場合 周辺養生、薬液の散布等 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃石綿等は特別管理産業廃棄物管理責任者の選任、帳簿の作成、管理型又は遮断型処分場の処分または溶融処理等 ・石綿含有廃棄物は、分別、帳簿の作成、マニフェストに石綿含有廃棄物との記載、安定型処分場の一定場所の処分等 

最後に、建設工事（新築工事は除く）にあたっては、その工事に石綿が含まれているか否かを把握し、石綿が含まれている場合は、石綿の性状等（石綿の

種類で健康影響が異なる、石綿は束になっている）を理解した上で、管理計画を立て、石綿による健康障害を未然に防止することが肝要である。

国土交通省 平成19年度 建設工事事故防止重点対策に準拠

{先行型二段手すりと幅木のセット}

墜落・転落、
飛来落下撲滅の
力ぎる!!

手すり先行工法

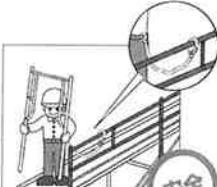
『働きやすい安心感のある足場』 NISSO F-1series (PAT)

エフワン

足場の組立、解体時



危険



安全

足場の使用時



危険



安全

先付手すりユニット

NETIS登録済
<登録番号>TH-020019

安心エンジニアリングのNISSOは

仮設安全監理者（有資格者）によって全ての現場で
チェックリストによる足場・支保工の安全点検を
実施しております。

Heavy Duty クレーン吊り可能 網パレット

コンボキシ

CONBOXY PAT.



折畳むと1/3の
高さになります。



積載物の例
鉄鋼部品・自動車部品
機械工具・電気配線
造船・水産物・肥料
農作物など

最大積載荷重
•キャスター無し
1,500kg
•キャスター付き
1,000kg



日綜産業株式会社

<http://www.nisso-sangyo.co.jp>

～安心エンジニアリングの日総～

ISO 9001, 14001 & OHSAS 18001

東日本F1営業室：東京都中央区日本橋人形町3-3-13 TEL：03-3668-3271
本社：東京都中央区日本橋蛎殻町1-10-1 西日本F1営業室：大阪府大阪市中央区久太郎町1-4-8 TEL：06-6260-2031
TEL 03-3668-2701 コンボキシ営業室：千葉市美浜区中瀬1-3 B-12 TEL：043-296-2755

石川産業保健推進センター相談員 古川 真之祐

■今年のお盆に考えたこと

帰省客が多いのは毎年、お盆と正月だ。列島全体であんなにも人が移動する。元気な息子、娘が親のもとを訪れる。テレビ画面には幼な子を背負って汗だくで帰省している家族の様子が映し出される。元気なうちは、お盆や正月ぐらいでもいいのだろうが、一旦、病気がちになったり、介護が必要な状態になると郷里との往復回数が増える。負担が重くのしかかる。厳しい現実がふりかかってくる。綱渡り的に都会で暮らしている人が結構いると思う。

■でも案外、老親はしっかり地元で暮らしている

かくいう私も母親（父親はすでに他界）がいま兵庫県A市にひとり暮らしである。世間的には「独居高齢者」の範疇だ。持病があり、二つの病院に通っている。でも、自分で掃除、洗濯、買物ができるし、電話の様子も不安はない。町内の老人会の会計で、この前はバスで丹波篠山の●●荘へいってきたとか。それなりに地域の役も果たしている。長年の商売で父のかわりに帳場を預かっていたので、年金生活者となった今でも家計の収支管理はしっかりとできている。遠く離れていても、電話でそのようなことを聞くと、「お袋はまだまだ大丈夫だなあ！」とちょっと安心する。

しかしながら、いずれ、来たるべきときが来るだろう。そのときは一挙にその安心も崩れ去ることは明らかだ。

そこで、お盆のこの時期に、遠く離れて暮らす親のことで、非常時にあわてないよう、困らないよう様々な準備を考えた次第だ。自分の親を想定し考えてみたので、一般的にあてはまるところばかりではないだろう。また、浅慮のそしりを免れない箇所もあるうかと思う。その節は、どうか、ご容赦願えれば幸いだ。



■老親と離れて住むときの心得

1 日頃、親のかかっている病院や診療所のことを知っておこう

高齢になると、医者のお世話になることが増えてくる。75歳を過ぎたわたしの母親も二つの病院にかかっている。自分の気に入った医師がそれぞれにいるらしい。このようなかかりつけ医の情報を知っておこう。いざというとき、いろいろ相談することになるかもしれない。遠くにいると、病院や医師の名前など連絡先を知っておくと安心である。それに、どんな病気や症状なのかを聞いておくと、いろいろ想定（あまり考えたくないですが、もしものときのことや介護になるおそれのことなど）でき、心の準備になるものである。

もしも、大きな病院にかかっているようなら、たいてい、医療福祉相談室があり、ソーシャルワーカー（医療制度や社会福祉制度、介護保険制度のことについて詳しい人たち）がいるはずである。医師にはなかなか直接電話しにくいことも、ソーシャルワーカー職の人たちは気軽に相談にのってくれる。病院内で相談業務を専門にしているわけである。その存在は知っておいて損はない。

2 実家の電話の近くに、緊急連絡先を大きく書いてもらおう

もしも、緊急事態が発生したときに、近所の方や町内会長、あるいは民生委員の方が、いったい、どこへ、だれへ連絡すればいいのかわからない、ということをよく聞く。

長男 大阪市西区・・・・・ ●●▲太郎

06-XXXX-OOXX

携帯 090-1234-OXOX

・・・・・・・・・・・

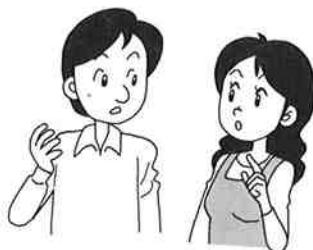
以上のようにわかりやすいものを親に頼んで貼ってもらっておこう。いざというとき、ほんとに助かるはずだ。

3 隣近所で親が日頃、世間話をしたりしてお付き合いのある家があれば、その人の名前と電話番号を知っておこう

親と電話で話していると、日常の町内の出来事などを聞く。ご近所の誰それさんなどの名前が挙がり、どうしたこうしたというのがでてくることがある。ああ、の方とはこんな間柄なんだとか、親しさがわかる。こちらも成人するまで実家に住んでいたので、「古川の息子です」ということで電話すれば、不信感はもたれない。是非、親の近所づきあいの情報をメモしておこう。もし、親が具合悪いと電話してきても、すぐにかけつけられない場合には、この人たちに頼んでみよう。日頃の連絡や帰省したときの挨拶など、関係づくりに努めておけば、きっと助けてくださることだろう。

4 双方の親のことを夫婦間で話し合っておこう

いまや少子化の時代。介護の役割を誰と誰がどのように分担するのか、親が元気なうちからある程度想定しておくと、いざというときに役立つ。そのためには少なくとも、夫婦の各々の親の状況について情報を共有しておくことが大切だ。自分の親への思い入れと配偶者の親への思い入れはどうしても異なる。それは当然といえば当然だ。でも、少ない子供世代にとっては、協力してやっていかないと済まないわけだし、まず、状況を知っておくことが最低限必要だ。



5 実家の自治体や地域の医療、介護の情報を地道に収集しておこう

たいてい、親は自分の住みなれた家、地域ずっと暮らしたいと思っている。無理に子供の家に転居し同居すると、環境や生活がかわり、知り合いからも切り離され、もしかしたら、「認知症」が一挙に現れるかもしれない。介護の必要な生活になるときが来るだろうが、そのときまでに親の暮らす地域の情報を知っておくことが重要だ。自治体のホームページ、その地域の介護事業者の情報、場合によっては広報誌を送ってもらう段取り

もしておこう。

6 もしも、介護保険のお世話になるとしたら、早めに、ケアマネジャーを見定めておこう

介護保険サービスのお世話になる時期がきたときは、要介護度の認定申請が必要だ。要介護度により、利用できるサービスの種類や量などが決まる。

認定がおりると、今度は、ホームヘルパー利用やデイサービスなど、サービス内容を決めたり、利用先を決めたりすることになる。この段階でケアマネジャーに依頼することになる。市役所・区役所ではケアマネジャーのいる事業所のリストをくれる。しかし、どの事業者がどうだこうだとはいってくれない。利用者や家族がケアマネジャーの事業者を選ぶことになる。わたしの経験では、できたら複数のケアマネジャーがいるところをおすすめしたい。ケアマネジャーも、もともとの専門が看護師、介護福祉士、社会福祉士など様々であり、得意不得意分野がある。十分、電話でのやり取りを行い、じっくり相談にのってくれ、信頼できそうなケアマネジャーを決めることが大切だ。



7 様々なサービスがあることを知っておこう

介護保険以外のサービスで自治体ごとに独自サービスを行っている。たとえば、よくあるのは緊急通報装置の設置。これは緊急事態のときにパンダントのボタンを押すと、センターに自動通報され、かけつけてくれるようなサービスだ。また、食事の宅配サービスも多くの自治体で実施している。公的サービスのみならず、民間事業者の様々なサービスも増えている。日頃からこの種の情報にアンテナをはっておこう。

以上のことのほか、遠くの親の介護をどうすればいいか、などについての書籍は数多く発刊されている。備えあれば憂いなし。緊急事態となるはるか前から、しっかりと準備をすすめておき、いざというときにあわてないようにしたいものだ。



電気災害の防止

Q

建築工事主体の業者ですが、現場での電気の取り扱いにあたって、労働安全衛生関係法令では、どのようなことが定められ、また、どのようなことを順守していかなければなりませんか？教えてください。

A

建設工事を進めるには、動力源として「電気」は欠くことのできないものです。しかし、「電気」は目に見えず、つたわる速度が超高速なので、誤って配線、移動電線、電気機械器具等の充電部に触れると、感電による労働災害等につながることがあります。建設工事では感電による死亡災害が、毎年十数件発生しています。

電気による危険の防止のためには、まず、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）に定められた電気関係の安全措置をよく理解し、適正に取り扱っていくことが肝要です。

安衛則第36条4号には、電気の区分を電圧により、次のように特別高圧、高圧、低圧の3種類に分けています。

区分	直 流	交 流
特別高圧	7000Vを超える電圧	7000Vを超える電圧
高 圧	750Vを超える電圧	600Vを超える電圧
低 圧	750V以下の電圧	600V以下の電圧

ご質問の業者の方が工事において取り扱う電圧は、主に「低圧」であると考えられますので、ここでは安衛則2編5章「電気による危険の防止」の規定から「低圧」に関連する内容の要旨をおおまかにご紹介します。（詳細は、安衛則の各条文と、その解釈例規等でご確認ください。）

(1) 電気機械器具の安全措置

① 電気機械器具の囲い等（安衛則329条）

- 開閉器、アーク溶接機等の電気機械器具の充電部には、感電を防止するため、囲い又は絶縁覆いをする。

② 手持型電燈等のガード（安衛則330条）

- 手持型電燈、架空つり下げ電燈等には、感電の危険及び電球の破損による危険の防止

のため、ガードを取り付ける。

- これらガードは、電球の口金の露出部分に容易に手が触れないもの、破損又は変形しないものとする。

③ 溶接棒等のホルダー、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置（安衛則331条、332条）

- アーク溶接等の作業に使用する溶接棒等のホルダーは、日本工業規格「溶接棒ホルダー」に適合するもの又は同等以上の絶縁効力、耐熱性のあるものとする。
- 高さ2m以上の鉄骨等で交流アーク溶接等の作業をするときは、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を使用する。

④ 漏電による感電の防止、適用除外（安衛則333条、334条）

- 湿潤な場所、鉄板上等で対地電圧が150ボルトを超える移動式若しくは可搬式の電動機械器具を使用するときは、電路の定格に適合し、感度が良好であり、かつ、確実に作動する感電防止用漏電しゃ断装置を接続する。
- 感電防止用漏電しゃ断装置の接続が困難なときは、電動機械器具の金属製外わく等の金属部分を接地して使用する。
- 接地線と電路に接続する電線との混用、接地端子と電路に接続する端子との混用を防止する措置をする。
- 接地極は、十分に地中に埋設する等の方法で、確実に大地と接続する。

- 二重絶縁構造の電動機械器具の場合等は、接地の措置が省略できる。

⑤ 電気機械器具の操作部分の照度（安衛則335条）

- 電気機械器具の操作は、感電による危険又は誤操作による危険を防止するため、必要な照度を保持する。

(2) 配線及び移動電線

① 配線等の絶縁被覆（安衛則336条）

- ・作業中や通行の際に接触又は接触のおそれのある配線で絶縁被覆を有するもの又は移動配線は、絶縁被覆が損傷し、又は老化していることによる感電の危険を防止するため、適切なものと取り換える等の措置をする。

② 移動電線等の被覆又は外装（安衛則337条）

- ・水等で湿潤している場所の移動電線、接続器具は、被覆又は外装を絶縁効力を有する（移動電線はキャブタイヤケーブル等、接続器具は防水型、防滴型等）ものにする。

③ 仮設の配線等（安衛則338条）

- ・仮設の配線、移動電線は、通路面では使用しない。ただし、その上を車両等が通過することにより絶縁被覆が損傷しないよう防護覆い、金属管内又はダクト内等に収めること等により損傷のおそれのない状態で使用するときはこの限りでない。

(3) 停電作業

① 停電作業を行う場合の措置（安衛則339条）

- ・電路を開路（停電）して行う電気工事の作業の場合、又はこの電路に近接する工作物の建設、解体、修理、塗装等の作業を行う場合、開路した開閉器には、施錠し、若しくは通電禁止に関する事項を表示し、又は監視人をおく。
- ・電力コンデンサー等を有する電路は、安全な方法で放電させる。
- ・作業中又は作業を終了した場合、開路した電路に通電しようとするときは、感電の危険がないこと等を確認後にする。

(4) 活線作業及び活線近接作業

① 低圧活線作業（安衛則346条）

- ・低圧の充電電路の点検、修理等の作業で、感電のおそれのあるときは、絶縁用保護具を着用、又は活線作業用器具を使用させる。
- ・労働者は、絶縁用保護具の着用、活線作業用器具の使用を事業者から命じられたときは、これを着用、又は使用する。

② 低圧活線近接作業（安衛則347条）

- ・低圧の充電電路に近接する電気工事の作業で、この充電電路に接触することにより感

電のおそれのあるときは、充電電路に絶縁用防具を装着する。

- ・絶縁用防具の装着又は取りはずしの作業では、絶縁用保護具を着用、又は活線作業用器具を使用させる。
- ・労働者は、絶縁用防具の装着、絶縁用保護具の着用、活線作業用器具の使用を事業者から命じられたときは、これを装着、着用、又は使用する。

③ 絶縁用保護具等（安衛則348条）

- ・絶縁用保護具、活線作業用器具、絶縁用防具は、その使用目的に適応する種類、材質及び寸法のものを使用する。
- ・絶縁用保護具、活線作業用器具、絶縁用防具で、直流で750ボルト以下、又は交流で300ボルト以下の充電電路に対して用いるものは、充電電路の電圧に応じた絶縁効力を有するものを使用する。

④ 工作物の建設等の作業を行う場合の感電の防止（安衛則349条）

- ・架空電線等に近接して行う建設、解体等作業、又は、くい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業の場合で、充電電路に接触、近接することにより感電のおそれのあるときは、次のいずれかの措置をする。
 - 充電電路を移設する。
 - 感電防止の開いをする。
 - 充電電路に絶縁用防護具を装着する。
 - 上記の措置が困難なときは、監視人を置き、作業を監視させる。

(5) 管理

① 電気工事の作業を行う場合の作業指揮等（安衛則350条）

- ・停電作業等電気工事の作業を行うときは、作業を行う者に、作業期間、作業内容、取り扱う電路及び近接する電路の系統の周知を図り、かつ、作業指揮者を定めその者の直接の作業指揮のもとに作業をさせる。
- ・作業指揮者は、災害防止のため、a作業従事者に作業の方法、順序を周知させ、作業を直接指揮すること、b電路を開路して作業を行うときは、停電状態、開閉器の施錠、通電禁止の表示、監視人の配置等を確認後、作業の着手を指示すること、等を行う。

② 絶縁用保護具等の定期自主検査(安衛則351条)

- ・使用している絶縁保護具等は、6ヶ月以内ごとに1回、定期に絶縁性能について自主検査を行う。

また、6ヶ月を超える期間使用しない絶縁用保護具等は、その使用を再び開始する際に、絶縁性能について自主検査を行う。

- ・上記の自主検査で異常のあるものは、補修その他の措置を講じた後でなければ使用しない。

- ・上記の自主検査の結果の記録（検査年月日、検査方法、検査箇所、検査の結果、検査をした者の氏名、補修等したときはその内容）は、3年間保存する。

③ 電気機械器具等の使用前点検等(安衛則352条)

- ・次表の電気機械器具等を使用するときは、その日の使用を開始する前に表の種別に応じた点検事項について、点検をする。点検で異常を認めたときは、直ちに補修又は取換える。

電気機械器具等の種別	点検事項
溶接棒ホルダー（安衛則331条）	絶縁防護部分及びホルダー用ケーブルの接続部の損傷の有無
交流アーク溶接機用自動電擊防止装置（安衛則332条）	作動状態
感電防止用漏電しゃ断装置（安衛則333条1項）	
電動機械器具で、感電防止用漏電しゃ断装置が使用できず安衛則333条2項に定める方法で接地したもの（安衛則333条）	接地線の切断、接地極の浮上がり等の異常の有無
移動電線及びこれらに付属する接続器具（安衛則337条）	被覆又は外装の損傷の有無
絶縁用保護具及び活線作業用器具並びに絶縁用防具（安衛則346条、347条）	ひび、割れ、破れ、その他の損傷の有無
絶縁用防護具（安衛則349条、安衛則570条（鋼管足場））	及び乾燥状態

注) 本表は、主に低圧関係という点からまとめたもので、安衛則352条で規定されている高圧活線作業、高圧活線近接作業、特別高圧活線作業、特別高圧活線近接作業関係の電気機械器具等及び点検事項は、除いています。

④ 電気機械器具の囲い等の点検等(安衛則353条)

- ・電気機械器具の囲い、絶縁覆いについては、

毎月1回以上、その損傷の有無を点検し、異常を認めたときは、直ちに補修する。

(6) 雜則

① 適用除外（安衛則354条）

- ・安衛則の「電気による危険の防止」に関する章の規定は、電気機械器具、配線又は移動電線で、対地電圧が50ボルト以下であるものについては、適用しない。

ご質問の安衛則の「電気による災害の防止」における低圧関係の危険防止措置は、上記のことであり、事業者・労働者が順守しなければならないことになりますが、電気災害の防止のためには、次のことにも、一層積極的に取り組まれることを期待します。

(1) 電気の取り扱いに関する特別教育の実施

事業場において、低圧の充電電路の敷設、修理等の電気の取り扱い業務等に従事させるとときは、安衛則36条4号における低圧に関する特別教育を適切な内容で実施し、受講させることができます。

なお、電気工事の多くは、電気工事士等が行うことになりますが、この特別教育は、電気工事士等の資格がある者であっても必要になりますので、留意してください。



(2) 電気災害の防止のため点検の実施

建設工事においては、配線、移動電線、電気機械器具等が様々に設置・使用されています。これらは常に適正な状態で使用できるよう管理しなければなりません。

現場においては、全建統一様式における持込機械等（電動工具・電気溶接機等）使用届に基づく適正な状態の現物での確認に加え、安全施工サイクルにおける「作業開始前点検」、「週間一齊点検」等の場を一層有効に機能させ、配線、移動電線、電気機械器具、漏電しゃ断器、絶縁用防護具等を点検表に基づき、適正に点検し、常に良好な状態にして取り扱っていくことが肝要です。

新規講座!!



低圧電気取扱い業務特別教育講師養成講座のご案内!!

どんな講座か?

「低圧の充電電路の敷設や修理の業務又は配電盤室、変電室等の区画された場所に設置する低圧の電路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務」を行う場合は、特別教育修了者を就かせなければなりません。(安衛則第36条第4号) 電気工事士の資格を取得していても、労働安全衛生法で定める特別教育の修了が必要です。この講座は、この特別教育の講師を養成する教育です。

講座内容は?

- ・「低圧電気に関する基礎知識」の考え方
- ・「低圧の電気設備に関する基礎知識」の考え方
- ・「低圧用の安全作業用具に関する基礎知識」の考え方
- ・「低圧の活線作業及び活線近接作業の方法」の考え方
- ・「関係法令」の考え方
- ・「実技教育」の進め方
- ・教育の仕方(教育技法)

※講座時間は午前9時～午後5時
(受付開始時間は午前8時30分より)
※都合により日程・講座内容を変更する場合があります。



① 受講対象者

- ① 低圧電気の取扱い業務に従事する労働者を管理・監督する立場の者。
- ② 安全衛生団体等において行う、低圧電気取扱い業務の特別教育の講師を担当しようとする者。

② 開催日及び開催地【東京会場】

平成19年11月21日(水)
平成20年1月30日(水)
産業安全会館8F大会議室
東京都港区芝5-35-1



コードNo.131100
定価1,000円

③ 受講料

15,000円
(テキスト代、消費税含む)

④ 定員

70名
(定員になり次第、締め切らせて頂きます)

⑤ 申込先・問い合わせ先

建設業労働災害防止協会 教育部
〒108-0014 東京都港区芝5-35-1
TEL 03(3453)8201 FAX 03(3456)2458

軽量樹脂先芯入り

JIS規格L級準拠



現場大王 紺/黒/白
24.0~28.0 (27.5除く)
希望小売価格 ¥2,300

優れた履き心地



ファイター 黒
23.0~27.0, 28, 29, 30 (23.5除く)
希望小売価格 ¥2,100

鋼製先芯入り

JIS規格S級準拠



アルカリに有効
S215 スミクロ/グリーン
M L L L XL
希望小売価格 ¥3,200

樹脂先芯入り



FR100・200 白/黒/紺/赤他
23.0~27.0, 28.0, 29.0
希望小売価格 ¥2,800~

鋼製先芯入り

JIS規格S級準拠



アクア・ゼロ 黒
24.5~28.0 29.0
希望小売価格 ¥3,500

鋼製先芯入り

JIS規格S級準拠



HG-207 ブラック/ネイビー/ホワイト/グレー
24.0~27.0, 28.0 29.0
希望小売価格 ¥2,500

鋼製先芯入り

JIS規格H級準拠



PA802 ブルー/ベージュ
24.5~27.0, 28.0
希望小売価格 ¥2,500

株式会社**力王** 王昭貿易 株式会社
<http://www.rikio.co.jp>
<http://www.ohsho-boeki.com>

東京本部 〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-11 八重洲中央ビル10F
TEL.03-3275-3311(代) FAX.03-3275-3164
西日本支店 〒650-0033 神戸市中央区江戸町104番地旧居留地タイホービル3F
TEL.078-321-3261(代) FAX.078-332-5651



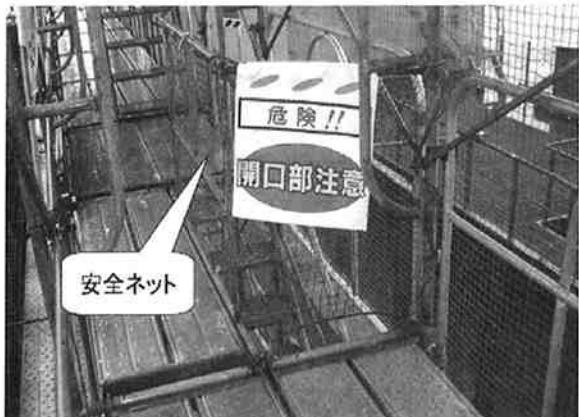
社団法人 札幌建設業協会労務研究会では、安全部会の活動報告として道内の委員（安全指導者）より「安全の工夫」として考案され、実践されているものを会員事業場に周知し、災害防止に効果をあげています。ここに、その一部を紹介いたします。

労働安全衛生法においては、「危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づく措置」、すなわちリスクアセスメントを実施することを事業者の努力義務として規定しています。また、厚生労働省は、本年3月に、新たに「建設業における総合的労働災害防止対策」を策定し、リスクアセスメントの実施をキーワードに、元請事業者や関係請負人の実施主体の工事ごとに安全衛生対策の徹底の重要性を示しています。

ここに紹介した事例は、リスクアセスメントの実施結果に基づくリスク低減措置の参考になるものと考えられ、既存の安全衛生対策を一層充実することにもつながります。

建設事業場では、適正にリスクアセスメントを実施し、その結果に基づく安全衛生対策として、これらのよりよい事例をも計画的に取り入れ実践し、安全衛生水準の向上に結びつけていかれることを期待します。

■ 枠組み足場の階段口付近の安全施設



ポイント

枠組み足場の階段囲い柵の開口部を安全ネットで覆い、階段口付近の隙間からの飛来落下及び転落を防止する。

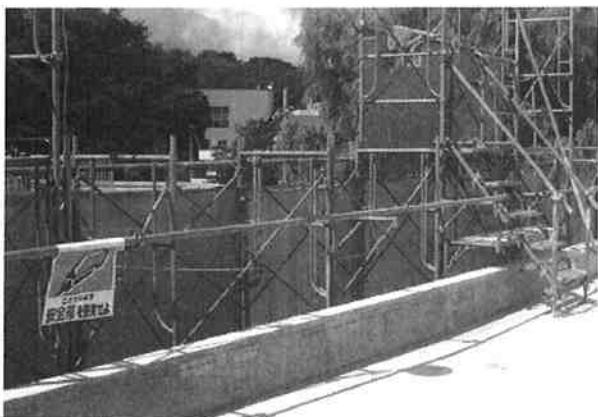
■ 外部足場の渡り桟橋



ポイント

ベランダと外部足場の桟橋に仮設足場を使用。

■ 屋上階の先行手摺り



ポイント

枠組み足場躯体側に伸縮ブラケットと単管を設営することで、不用意に躯体端部に近づき墜落・転落することの無いようになると共に、端部での作業時には手摺り・親綱代わりとして使用。

■ 足場板 3 点支持の意識向上



ポイント

足場板の 3 点支持部をマーキングすることによって、3 点支持の意識向上を図った。

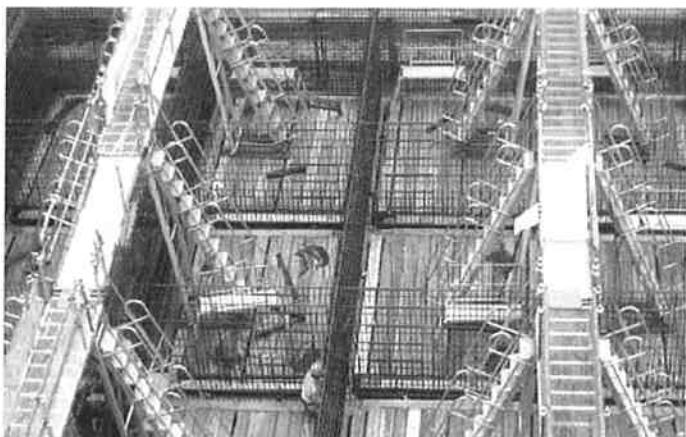
■ 足場上の注意表示



ポイント

足場上ではちょっとした段差についても注意表示を行い、躊躇転倒防止を図っている。

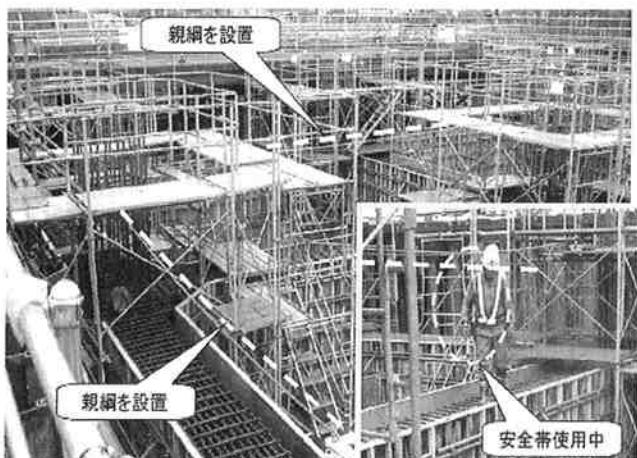
■ 昇降設備



ポイント

ケーンソン隔壁の昇降設備に、スカイブリッジとアルミ製昇降設備を使用し、設備の簡素化と作業の安全化を図っている。

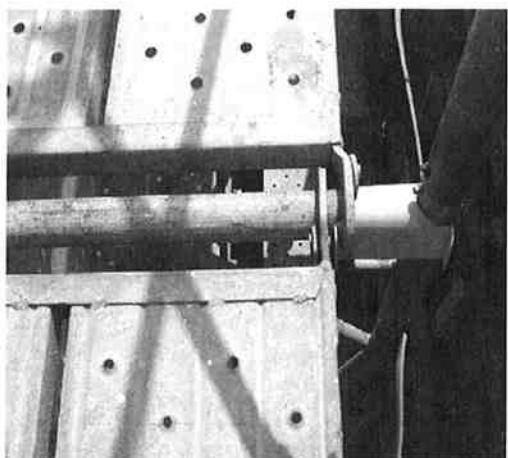
■ 基礎地中梁工事時の墜落防止



ポイント

基礎地中梁工事時の墜落防止に親綱を取り付け、安全帯を使用することで墜落防止を図る。

■ 布板ズレ防止材の取り付け



ポイント

足場板の隙間解消のため、布板ズレ防止材を取り付けた。

安全衛生教育担当者のみなさんへ

平成19年度 講習会のご案内

ー建災防ー



新規講座

「低圧電気取扱い業務特別教育講師養成講座」

※詳しくは23ページをご覧ください

	講座名・開催予定	講座概要・対象者
石綿取扱い作業従事者特別教育講師養成講座 東京会場（東京都港区 産業安全会館） 平成19年11月20日(火) 受付中 平成20年 2月 予定 1日間講習 受講料 15,000円	ビルの機械室、ボイラー室等の天井、はり、壁、床、体育館、講堂、工場、学校等の天井、壁、屋根、鉄骨造のはり、柱、煙突などに石綿が使用されている可能性があります。石綿が使われている建築物の解体・改修工事の作業従事者は、肺がんなどの重度な健康障害を引き起こす危険性があり、平成17年7月1日より「石綿障害予防規則」が施行され、作業には、特別教育修了者を就かせることが義務づけられました。（安衛則第36条第37号、石綿則第27条）この講座は、この特別教育の講師を養成する教育です。	
安全確認 ヨシ! 現場管理者統括管理講習講師養成講座 東京会場（東京都港区 産業安全会館） 平成19年11月29日(木)～30日(金) 受付中 2日間講習 受講料 21,000円	この講座は常時50人未満の統括管理を必要とする建設現場を対象として、現場での統括管理を行う管理者などの資質の向上教育や指導を支援するため、研修会の講師や教育指導者を養成する教育です。	
建設業安全衛生推進者（初任時教育） 講師養成講座 東京会場（東京都港区 産業安全会館） 平成19年10月17日(水)～18日(木) 受付中 2日間講習 受講料 21,000円	常時10人以上50人未満の事業場には、安全衛生推進者を選任する必要があります。 この講座は、通達に基づき、安全衛生推進者（初任時）教育を行う講師を養成する教育です。	
チエンソー以外の振動工具取扱作業管理者講習 (振動工具取扱作業者教育インストラクター養成) 東京会場（東京都港区 産業安全会館） 平成19年10月 3日(水) 1日間講習 受講料 12,600円	振動工具を使用する建設工事の現場管理者、職長等を対象に、振動障害の予防に関する知識、作業管理に関する知識等について研修し、作業者を指導教育する管理者を養成します。	
有機溶剤業務管理者講習 東京会場（東京都港区 産業安全会館） 平成20年 2月 予定 2日間講習 受講料 34,700円	有機溶剤業務を行う専門工事業者、現場管理者、職長等を対象に、人体に与える影響、中毒予防のための作業等について研修し、作業者を指導教育する管理者を養成します。	
自由研削砥石（グラインダ）特別教育 講師養成講座 東京会場（東京都港区 産業安全会館） 平成19年11月 1日(木) 受付中 1日間講習 受講料 15,000円	安衛則第36条第1号では「研削といしの取替え又は取替時の試運転の業務」は、特別教育修了者が行うことになっております。本講座は、この教育の講師になる方に対し、グラインダの正しいといしの取付け方法及び取扱い方法、効果的な教育技法等を習得していただき、講師の資質の向上を図ることを目的として開催いたします。	
巻上げ機（ワインチ）特別教育講師養成講座 東京会場（東京都港区 産業安全会館） 平成19年 7月19日(木) 終了しました 1日間講習 受講料 15,000円	巻上げ機の運転業務に係る特別教育の講師をされる方々等を対象に、教育技法や学科教育の進め方、実技教育のポイントについて研修し、効果的な教育技法を導入して、講師の資質の向上を図るために研修です。	
ローラー特別教育講師養成講座 東京会場（東京都港区 産業安全会館） 平成19年 9月11日(火) 終了しました 1日間講習 受講料 15,000円	ローラーの運転業務に係る特別教育の講師をされる方々等を対象に、施工方法、ローラーの操作方法等を取り入れ、効果的な教育技法を導入して、講師の資質の向上を図るために研修です。	
安全管理者選任時研修（建設業） 東京会場（東京都港区 産業安全会館） 平成19年12月17日(月)～18日(火) 受付中 2日間 受講料 14,000円	建設業においては、常時50人以上の労働者を使用する事業場では安全管理者を選任し、その者に職場の安全に係る技術的事項を管理させなければならないとされています。 労働安全衛生規則が改正され、平成18年10月1日以降は、安全管理者選任時に從来の実務経験に加え厚生労働大臣が定める研修「安全管理者選任時研修」を修了していることが義務づけられました。 本研修は通達に基づいて実施する教育です。	

申込方法 事前に電話で確認・予約のうえ、所定の申込書でお申込みください。

申込み・問い合わせ先 ☎ 108-0014 東京都港区芝5-35-1 産業安全会館7階

建設業労働災害防止協会 教育部 TEL 03-3453-8201 FAX 03-3456-2458 <http://www.kensaibou.or.jp>

ホームページから申込書を
ダウンロードできます！

●予定につきましては、日程が決定次第「建設の安全」「ホームページ<http://www.kensaibou.or.jp>」等でお知らせいたします。

●都合により日程・時間・会場等が変更になることがあります。



URL <http://www.marugo.ne.jp>

Safety Shoes
普通作業に

マジカルセーフティー#670
従来品より通気性を大幅に改善。
カラー:ホワイト、ブラック
サイズ:24.5~29.0cm
¥4,515(本体価格:4,300円)

マンダムセーフティー#707
強さと軽さの軽量樹脂製先芯装備
カラー:ブラック
サイズ:24.5~27.0~28.0cm
¥3,150(本体価格:3,000円)

Rubber Boots
土木・農林業に

マンダムセーフティーM833
鋼製先芯がつま先を強固に守る。
カラー:グレー、ブラック
サイズ:M/L/U/XL
¥2,415(本体価格:2,300円)

安全プロハーケス#870
鋼製先芯でつま先を守り、油に耐える。
カラー:ブラック、ホワイト
サイズ:23.0~24.0~27.0~28.0~29.0cm
¥3,150(本体価格:3,000円)

⑤ 株式会社 丸五

本社工場 / 〒709-1121 岡山県倉敷市丕屋町1680 TEL:086-428-0230 FAX:086-428-7551
東京支店 / 〒101-0044 東京都千代田区麹町4丁目19-2 高輪ビル5階 TEL:03-5296-1105 FAX:03-5296-1107
大阪営業所 / 〒532-0003 大阪府大阪市北区鶴橋5丁目1番28号 新大阪ビル別館4階八号室 TEL:06-6396-8616 FAX:06-6396-8610
直販部 / 〒701-0165 岡山県岡山市内田767-3 TEL:086-292-5405 FAX:086-292-5407

ご存知ですか?

本当に安全・安心・快適な作業スニーカーは
推奨品マークが決め手

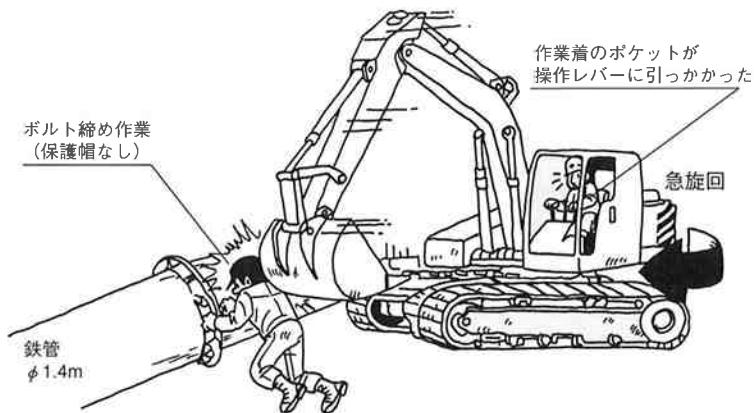
プロテクティブスニーカーは公的試験の結果、規定を満たした商品には日本プロテクティブスニーカー協会(JPSA)の推奨タグを付け、あわせて靴箱に(社)日本保安用品協会の認定マークを表示する推奨品制度を設けました。この制度により、ユーザー様がプロテクティブスニーカーを購入される際にどの製品がJPSA規格の安全基準や耐久性を満たしたものであるかを、容易に判断できるようになりました。

社団法人 日本保安用品協会
日本プロテクティブスニーカー協会

〒113-0034 東京都文京区湯島2-31-15 和光湯島ビル5F TEL:03-5804-3125 FAX:03-5804-3126

発生状況

鉄管（ $\phi 1.4m$ ）の敷設工事で、運転手の作業着のポケットが操作レバーに引っかかったため、運転開始と同時にパワーショベルが急旋回し、近接して鉄管のボルト締め作業中だった作業員の頭部が、ショベルのバケットと鉄管の間にはさまれた。

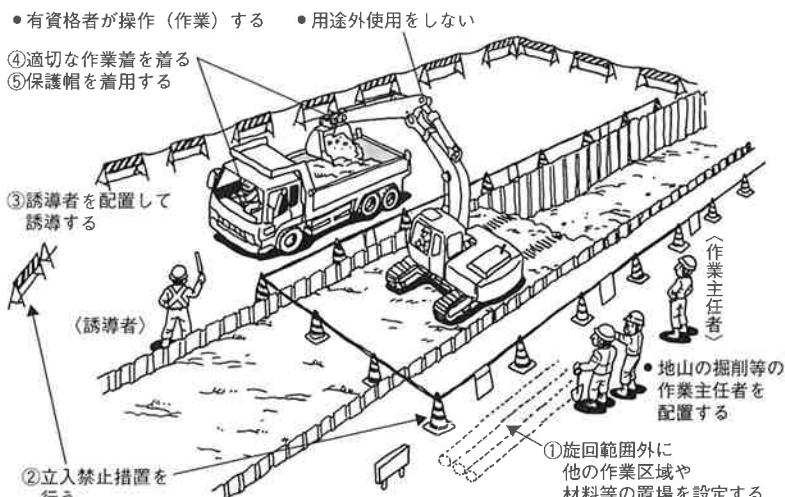


考えられる原因

不安全状態	①不適切な作業着を着用したため、ポケットが操作レバーに引っかかった。 ②立入禁止範囲が設定されていなかった。
不安全行動	①パワーショベルの運転手が運転操作を誤った。 ②被災者は保護帽を着用していなかった。
管理的欠陥	・ボルト締め作業とパワーショベルによる作業が分離されていなかった。

再発防止のポイント

- ①パワーショベルの旋回範囲内には、近接して別の作業を行わない計画とする。
- ②パワーショベルの周囲に立入禁止区域を設定し、関係者以外は立入禁止とする。
- ③やむを得ず近接して作業する場合は、誘導者を配置し、接触防止を図る。
- ④誤操作が起きないように、適切な作業着をきちんと着る。
- ⑤保護帽は確実に着用する。



主な関係法令

今回の災害に係わる車両系建設機械の危険防止のための主な法令は、以下のとおりである。

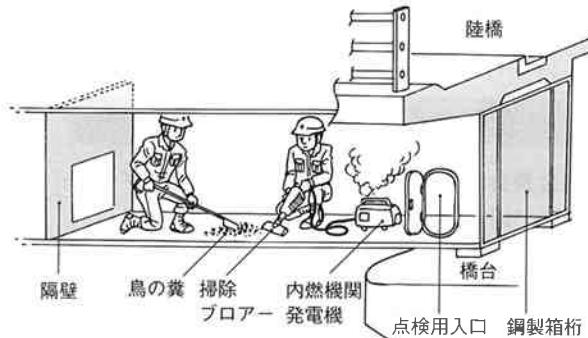
- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| ① 安衛則 第155条（作業計画） | ④ 安衛則 第160条（運転位置から離れる場合の措置） |
| ② 安衛則 第158条（接触の防止） | ⑤ 安衛則 第170条（作業開始前点検） |
| ③ 安衛則 第159条（合図） | |

鋼製桁内部で清掃作業中、一酸化炭素中毒になる

●工事の種類：橋梁建設工事 ●職種：清掃作業者 ●起因物：有害物

発生状況

陸橋の鋼製桁内部の耐震補強工事で、桁内部の鳥の糞の清掃作業中に、掃除プロワー用に桁内部に設置した内燃機関発電機の排気ガスにより、一酸化炭素中毒になった。



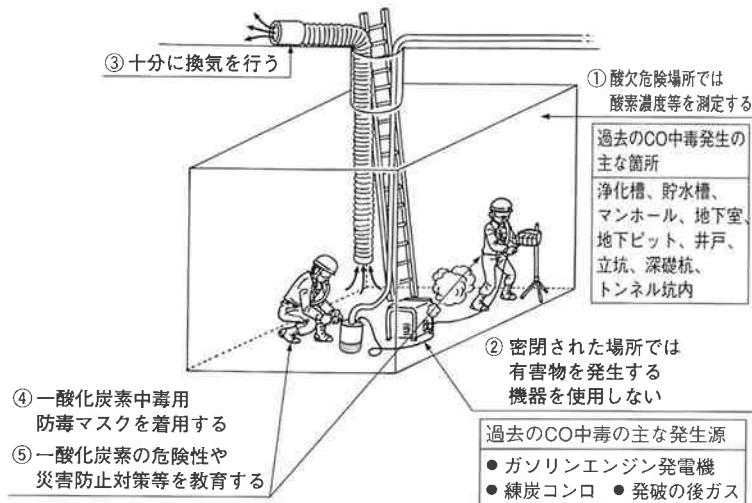
発生状況図

考えられる原因

不安全状態	● 桁内部は送風等の換気が行われていなかった。
不安全行動	● 空気呼吸器又は防毒マスク等の必要な保護具を使用していなかった。
管理的欠陥	① 桁内部の一酸化炭素濃度や酸素濃度の測定が行われていなかった。 ② 一酸化炭素中毒に関する教育が行われていなかった。

再発防止のポイント

- ①酸素欠乏危険箇所で作業を行う場合は、酸素濃度等を測定する。
- ②密閉された箇所では、内燃機関発電機等の有害物を発生する機器を使用しない。
- ③やむを得ず内燃機関を使用するときは、十分に換気を行う。
- ④一酸化炭素中毒のおそれのある作業では、作業者に一酸化炭素中毒用防毒マスクを着用させる。
- ⑤一酸化炭素の危険性及び災害防止対策について、作業者をあらかじめ教育する。



主な関係法令

上記の災害に係る一酸化炭素中毒の予防及び酸素欠乏症の防止に関する主な法令は以下のとおりである。

①酸素欠乏症等防止規則

- 第1条（事業者の責務）、第3条（作業環境測定等）、
第4条（測定器具）、第5条（換気）、
第5条の2（保護具の使用等）、第8条（人員の点検）、

第11条（作業主任者）、第12条（特別の教育）、

第13条（監視人等）

- ②建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン（H10.6.1 基発第329号）

●各支部より身近な話題がありましたら、本部広報課までお知らせください。

本部の動き

正副会長会が開催される

正副会長会が9月19日、東京都港区の東京プリンスホテルで開催された。

会議は、同日開催の第117回常任理事会の提出議題ほかについて報告された。

第117回常任理事会を開催

第117回常任理事会が9月19日、東京プリンスホテルで開催された。

会議は、役員の追認に関する件、会費徴収基準の変更承認に関する件を審議し、いずれも全会一致で承認された。

また、コスマス事業の新たな展開、今後の予算額の見積方法及び第44回全国建設業労働災害防止大会の概要について報告がなされた。

新たに6名をSAEX(サエックス)に委嘱

—平成19年度建災防セーフティエキスパート 委嘱式を開催—

今年度の建災防セーフティエキスパート（略称：SAEX）の委嘱式が9月5日、東京都港区の建災防本部にて行われた。

委嘱式では、専務理事の挨拶、SAEX制度説明、平成19年度事業計画の基本方針、教育事業について、建設業労働安全衛生マネジメントシステム推



伊藤専務理事（右）より新SAEXに委嘱状が手渡される

進事業について、第44回全国建設業労働災害防止大会の開催についてなど、当協会の活動について具体的な説明が行われ、続いて、今年度新たにSAEXとなった6名の方へ伊藤専務理事より委嘱状と徽章が手渡された。

平成19年度 建災防セーフティエキスパート(SAEX)新規委嘱者名簿

(五十音順・敬称略)

No	氏名	所属等
1	あべ てつみ 阿部 哲美	㈱大林組 東京本社 労務安全部 建築安全管理グループ長
2	いわみ ひろし 石見 浩司	株錢高組 東京支社 安全環境部長
3	しみず みよし 清水 美義	住友林業㈱ 住宅事業本部 安全環境部 マネージャー
4	てらだ ひろつね 寺田 尊恒	㈱竹中工務店 東京本店 建築技術部 生産担当部長
5	みうら たけお 三浦 武男	株淺沼組 東京本店 安全・環境管理部部長
6	やまもと こうじ 山本 恒治	ログラル教育開発

「建災防セーフティエキスパート（略称：SAEX）」とは、長年、建設企業の安全衛生の業務に従事してきた安全衛生の専門家のものノウハウが、建設業全体で継承され、労働災害防止活動がさらに活性化されるようになるとの観点から、当協会の創立35周年記念事業として発足したもの。

その対象は、長年、建設業の安全衛生に従事されてきた方で、当協会の労働災害防止活動に賛同し、かつ労働安全衛生の知識・経験をいかして、建設業の安全衛生水準の向上に熱意のある方。

委嘱にあたっては、当協会会長名による委嘱状と徽章が交付され、今年度で総勢85名となった。

SAEXの主な活動

- ①当協会の各種委員会委員、建設業安全衛生教育センターの講師
- ②安全衛生に関する調査研究活動
- ③安全衛生に関する相談
- ④その他、労働災害防止に有用な事項

開発途上国の行政官らが建設業の安全管理を学ぶ —平成19年度 建設業における労働安全管理II研修を実施—

建災防は、開発途上国の行政官らを対象に平成19年8月21日～9月21日の間、東京都港区の建災防本部ほかにて、「平成19年度 建設業における労働安全管理II研修」を実施した。同研修には、イラン、ザンビア、シリア、スリランカ、セルビア、ブータン、ベトナム、マレーシアの8カ国11名が参加した。

「建設業における労働安全管理II研修」とは、独立行政法人国際協力機構（JICA）の主催により、開発途上国への国際協力の一環として実施されるもので、わが国の建設業に係る労働安全衛生行政および民間における建設業の労働安全衛生活動の現状を紹介し、開発途上国の労働安全衛生水準の向上に寄与することを目的とするものである。

そして、この研修の企画運営については、建設業の労働安全衛生管理に長年の経験と安全衛生のノウハウを有する建設業労働災害防止協会に委託されている。

研修では、厚生労働省の担当官および当協会職員ならびに建設企業の安全担当者が講師となって、労働安全衛生法、労災補償制度、日本の建設業と災害ゼロの戦略、安全衛生管理と統括管理、COHSMSSとリスクアセスメント、安全施工サイクルなどについて講義が行われた。

また、勝どき六丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事現場（協力：前田建設工業株）、北陸新幹線工事現場（協力：清水建設株）、立山カルデラ砂防工事現場（協力：国土交通省）の視察を行うとともに、黒部第4ダム（協力：関西電力株）の見学も行われ、実際の現場での労働安全衛生活動の取り組みについて説明を受けた。

さらに、建災防富山県支部「富山技能研修センター」では、建設機械の運転実習などを、建災防本部「建設業安全衛生教育センター」（千葉県佐倉市）では、ずい道救護・救急法などの実技や安全装器具・保護具の使い方と管理などについて、講義・演習（協力：建設業労働災害防止協会協進会）が行われた。

研修生からは、「安全衛生意識の高揚のための具体的な取り組みとは」、「安全施工サイクル活動が日本の建設工事の労働災害の減少につながってい

るのか」など、活発な質問があり、わが国の建設業の労働安全衛生からヒントを得たいという強い熱意が感じられた。

帰国後は、この研修で学んだ知識・技術を自国の建設業に関わる労働安全衛生水準の向上にいかされることが期待されているとともに、この取り組みが各国との労働安全衛生に関する共通認識の確立につながり、いずれは、建設業のグローバル化に役立つことも期待されている。



現場で説明を受ける研修生
(9/4 北陸新幹線工事現場)



車両系建設機械の操作を学ぶ研修生
(9/7 富山技能研修センター)



ずい道救護実習で呼吸器の装着訓練を受ける研修生
(9/11 建設業安全衛生教育センター)

死亡災害

対前年同期比41人減 <-13.2%>

■業種別死傷災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上)
(平成19年7月末日現在速報値)

業種 項目	年別 平成19年 1月～7月		平成18年 1月～7月		対18年比較	
	死傷者 数(人)	構成比 (%)	死傷者 数(人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	41,533	100.0	41,740	100.0	-207	-0.5
建設業	9,073	21.8	9,121	21.9	-48	-0.5
製造業	10,535	25.4	10,646	25.5	-111	-1.0
鉱業	136	0.3	151	0.4	-15	-9.9
交通運輸業	676	1.6	735	1.8	-59	-8.0
陸上貨物運送業	4,776	11.5	4,833	11.6	-57	-1.2
港湾荷役業	108	0.3	104	0.2	4	3.8
林業	770	1.9	715	1.7	55	7.7
その他の事業	15,459	37.2	15,435	37.0	24	0.2

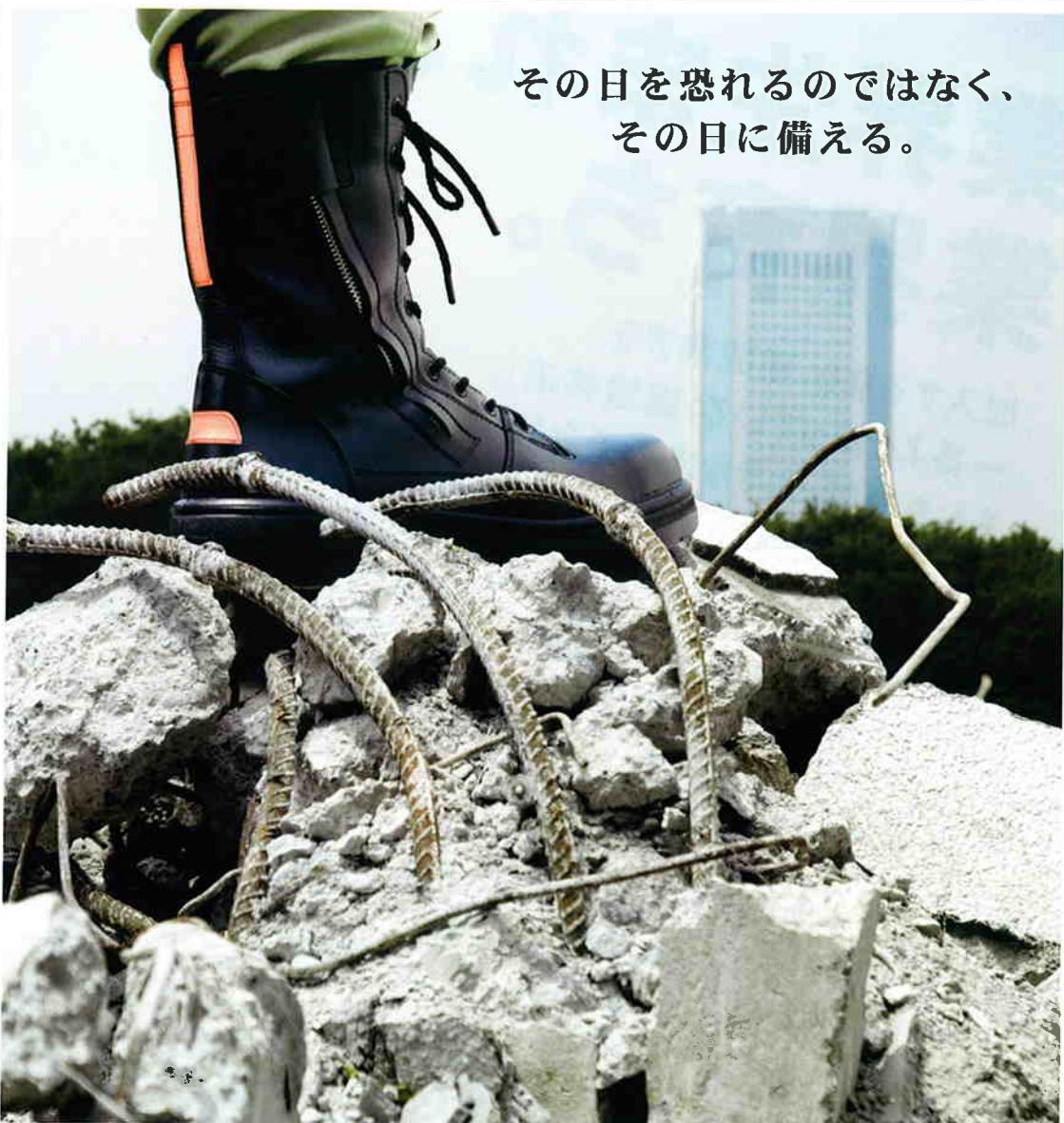
■建設業における死亡災害の発生状況(平成19年9月7日現在)

都道府県名	年別 1～8月計	年別 1～8月計	対前年比 較
北海道	16	12	4
青森	4	2	2
岩手	1	2	1
宮城	4	5	1
秋田	3	5	2
山形	0	4	4
福島	6	5	1
茨城	7	7	0
栃木	3	6	3
群馬	6	3	3
埼玉	10	6	0
千葉	20	17	7
東京	10	24	4
神奈川	8	13	3
新潟	8	8	0
富山	3	7	4
石川	2	2	0
福井	2	4	2
長野	3	3	0
岐阜	6	5	1
静岡	13	11	2
愛知	12	21	9
三重	7	5	2
滋賀	4	3	1
京都	4	2	2
大阪	24	28	4
兵庫	8	12	4
奈良	6	1	5
和歌山	6	4	2
鳥取	0	2	2
島根	4	3	1
岡山	4	4	0
広島	7	5	2
山口	5	10	5
徳島	4	0	4
香川	2	6	4
愛媛	4	9	5
高知	2	2	0
佐賀	1	3	2
長崎	1	2	1
熊本	2	8	6
大分	3	1	2
宮崎	4	4	0
鹿児島	4	5	1
沖縄	3	6	3
合計	269	310	-41

■業種別死亡災害発生状況
(平成19年9月7日現在速報値)

業種 項目	年別 平成19年 1月～8月		平成18年 1月～8月		対18年比較	
	死亡者 数(人)	構成比 (%)	死亡者 数(人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	798	100.0	875	100.0	-77	-8.8
建設業	269	33.7	310	35.4	-41	-13.2
製造業	161	20.2	177	20.2	-16	-9.0
鉱業	7	0.9	10	1.1	-3	-30.0
交通運輸業	16	2.0	11	1.3	5	45.5
陸上貨物運送業	121	15.2	108	12.3	13	12.0
港湾荷役業	7	0.9	8	0.9	-1	-12.5
林業	35	4.4	37	4.2	-2	-5.4
その他の事業	182	22.8	214	24.5	-32	-15.0

その日を恐れるのではなく、
その日に備える。



ラバー2層底安全靴 ラバーテック®
R **RubberTec®**
COMFORTABLE & PROTECTIVE FOOTWEAR

M
ミドリ安全

お問合せはフットウエア統括部
電話／03-3442-8293まで

次の安全へ、次の安心へ。

多くの人たちが、その日が必ずくることを知っています。そして、多くの人たちが、その日のために、いま、何をすべきかを知っています。100年単位で起こると言われる巨大地震。恐れるのではなく、しっかりと備える。まず、職場の防災システムの確立。そして、防災用品の充実。そのためには、ミドリ安全がお頼いするのは、すべての防災用品、防災靴などの点検と確認です。ミドリ安全は、防災用品の研究・開発にも早くから取り組んできました。その安全性能・品質は折り紙つきです。働く人を守ります。

ラバー2層底安全靴ラバーテック
RT931F消防静電P-4
踏抜き防止板入り



ISO14001:2004・ISO9001:2000認証取得：ミドリ安全は、環境と品質の国際規格に準拠した安全靴の製造・販売を行っています。

業界生まれ、 業界育ち。

加入するなら、建設業界を
一番よく知っている「建設共済」。
もしもの時、大きな安心で会社を
しっかり支えます。



- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において加点。

法定外労災補償制度

建設共済

財団 法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関: 各都道府県建設業協会

建設共済の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学金事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などの
お問い合わせは

TEL.03-3591-8451 | <http://www.kyousaidan.or.jp/>